

令和元年度 あさぎり町議会第11回会議会議録（第30号）						
招集年月日	令和2年3月3日					
招集の場所	あさぎり町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開議	令和2年3月11日 午前10時00分			議長	徳永正道
	散会	令和2年3月11日 午後3時18分			議長	徳永正道
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠席議員 出席 15名 欠席 1名 ○出席 △欠席 ×不応招	議席番号	氏名	出欠等の別	議席番号	氏名	出欠等の別
	1	岩本恭典	○	9	豊永喜一	○
	2	市岡貴純	○	10	永井英治	○
	3	難波文美	○	11	皆越てる子	○
	4	加賀山瑞津子	○	12	小見田和行	○
	5	橋本誠	○	13	奥田公人	○
	6	久保尚人	○	14	溝口峰男	○
	7	小出高明	○	15	久保田久男	○
8	森岡勉	○	16	徳永正道	○	
議事録署名議員	1番 岩本恭典 2番 市岡貴純					
出席した議会書記	事務局長 大林弘幸 事務局書記 丸山修一					
地方自治法第121 条により説明のた め出席した者の職 氏名 出席 ○ 欠席 ×	職名	氏名	出欠等の別	職名	氏名	出欠等の別
	町長	尾鷹一範	○	教育長	米良隆夫	○
	副町長	加藤弘	○	教育課長	木下尚宏	○
	総務課長	土肥克也	○	会計 管理者	田中伸明	○
	企画財政 課長	片山守	○	農林振興 課長	甲斐真也	○
	税務課長	那須正吾	○	商工観光 課長	北口俊朗	○
	町民課長	宮原恵美子	○	建設課長	大藪哲夫	○
	生活福祉 課長	上村哲夫	○	上下水道 課長	林敬一	○
	高齢福祉 課長	出田茂	○	農業委員会 事務局長	船津宏	○
	健康推進 課長	松本良一	○			
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					

議事日程（第30号）

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | 議案第82号 | 令和2年度あさぎり町一般会計予算について |
| 日程第 2 | 議案第75号 | 令和2年度あさぎり町国民健康保険特別会計予算について |
| 日程第 3 | 議案第76号 | 令和2年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計予算について |
| 日程第 4 | 議案第77号 | 令和2年度あさぎり町介護保険特別会計予算について |
| 日程第 5 | 議案第78号 | 令和2年度あさぎり町水道事業特別会計予算について |
| 日程第 6 | 議案第79号 | 令和2年度あさぎり町下水道事業特別会計予算について |
| 日程第 7 | 議案第80号 | 令和2年度球磨郡障害認定審査事業特別会計予算について |
| 日程第 8 | 議案第81号 | 令和2年度球磨郡介護認定審査事業特別会計予算について |
| 日程第 9 | 要望第10号 | 要望書について |
| 日程第10 | 陳情第13号 | 伊賀川排水対策に係る陳情書について |
| 日程第11 | 発議第 3号 | あさぎり町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第12 | 発議第 4号 | あさぎり町議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第13 | 発議第 5号 | 「国民健康保険財政への国庫負担割合を増やすことを求める意見書」について |
| 日程第14 | 発議第 6号 | 町有地払下げ及び補助金の支出等に関する調査特別委員会の報告について |
-

本日の会議に付した事件

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | 議案第82号 | 令和2年度あさぎり町一般会計予算について |
| 日程第 2 | 議案第75号 | 令和2年度あさぎり町国民健康保険特別会計予算について |
| 日程第 3 | 議案第76号 | 令和2年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計予算について |
| 日程第 4 | 議案第77号 | 令和2年度あさぎり町介護保険特別会計予算について |
| 日程第 5 | 議案第78号 | 令和2年度あさぎり町水道事業特別会計予算について |
| 日程第 6 | 議案第79号 | 令和2年度あさぎり町下水道事業特別会計予算について |
| 日程第 7 | 議案第80号 | 令和2年度球磨郡障害認定審査事業特別会計予算について |
| 日程第 8 | 議案第81号 | 令和2年度球磨郡介護認定審査事業特別会計予算について |
| 日程第 9 | 要望第10号 | 要望書について |
| 日程第10 | 陳情第13号 | 伊賀川排水対策に係る陳情書について |
| 日程第11 | 発議第 3号 | あさぎり町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第12 | 発議第 4号 | あさぎり町議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第13 | 発議第 5号 | 「国民健康保険財政への国庫負担割合を増やすことを求める意見書」について |
| 日程第14 | 発議第 6号 | 町有地払下げ及び補助金の支出等に関する調査特別委員会の報告について |
-

午前10時 開議

●議会事務局長（大林 弘幸君） 起立願います。礼。着席ください。

◎議長（徳永 正道君） ただいまの出席議員は16人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 議案第82号

◎議長（徳永 正道君） 日程第1、議案第82号、令和2年度あさぎり町一般会計予算についてを議題とします。執行部よりの補足説明はありませんか。町民課長。

●町民課長（宮原 恵美子さん） おはようございます。町民課から4番加賀山議員より御質問のマイナンバーカードの年代別交付件数について追加答弁をさせていただきます。3月1日現在でマイナンバーカードの交付件数1,780件と申し上げておりましたが、最新情報となります3月6日現在の交付件数にて御報告させていただきます。0歳から9歳までが36人、10歳から19歳まで52人、20歳から29歳までが108人、30歳から39歳まで111人、40歳から49歳まで155人、50歳から59歳まで240人、60歳から69歳まで419人、70歳から79歳まで358人、80歳から89歳まで265人、90歳以上が55人、以上1,799人の発行状況でございます。

◎議長（徳永 正道君） 生活福祉課長。

●生活福祉課長（上村 哲夫君） おはようございます。生活福祉課より予算質疑の点につきましての追加答弁をさせていただきます。まず13番議員より産交バスによる公立多良木病院への利用状況についてのお尋ねがございました。あさぎり町の方がバスを利用して公立多良木病院への通院の状況につきましては、現在のところ把握をいたしておりませんけれども、昨年6月17日から21日の5日間と、7月8日から12日の5日間、計10日間の午前9時から午後5時の間、関係各課職員に協力をいただきまして、錦町と多良木町の境にありますバス停から2路線の計24便のバスに乗車をしましての町内でのバスに乗降される利用条件について調査を行っておりますので報告させていただきます。その結果といたしましては、人吉方面への利用者の10日間の平均は23人で、そのうちあさぎり町内のみでの利用者は11名でございました。また、多良木方面への利用者の10日間の平均は14人で、あさぎり町内のみでの利用者は8人という結果でございました。今後の状況の調査につきましては、本年度同様にバスに乗車しての乗降調査とあわせまして、特に公立多良木病院へのバス利用についての調査につきましては、病院玄関横のバス停においてバスでこられた方にどこのバス停から乗られたかとの聞き取り調査を考えているところでございます。次に4番議員より予算質疑での特殊出生率の関係でお尋ねがございましたが、根拠となる国勢調査データの年度を平成17年と説明しておりましたが、国調が5年に1度の調査でありますので、最新データにつきましては、平成27年の間違いでございます。お詫びして訂正申し上げます。ちなみに平成28年1月に策定されましたあさぎり町人口ビジョンによりますと、2.07という数値になっております。最後に、3番難波議員より質疑がございました上中球磨巡回支援専門員整備事業負担金の説明でございますが、専門員の活動状況とその成果についてのお尋ねがございました。事業につきましては、支援が必要な児童の早期発見と早期療育につなげていくことを目的といたしまして、4町村の広域共同事業として平成25年から実施しているものでございます。常勤の社会福祉士、保育士、非常勤の言語聴覚士、心理士がを有しております多良木町のこどもサポートセンターぴゅーぱに委託して実施しておりまして、町内におきましては各小中学校、保育園、認定こども園、放課後児童クラブ及び集団検診などで計画的な巡回活動を展開しております。専門的な識見から指導助言が行われております。本年度の対象施設はあさぎり町が20施設、対象児童数794人のうち支援延べ人数が154名ということになっております。それぞれ支援員の立場から、また指導を受けました施設の

立場から成果等の感想を寄せられておりますが、主に保育所の児童支援に対する意識の向上とスキルアップができた。施設内職員への共通理解につながり、子供たちの困り感への対応が活かされている。相談観察説明など巡回を行うことで、タイムリーな支援ができています。などの感想が寄せられております。担当課といましては、この事業としては十分な成果が得られていると考えているところでございます。以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 建設課長。

●建設課長（大藪 哲夫君） はい、おはようございます。建設課から、当初予算質疑の中で、2番市岡議員よりお尋ねがありました点について追加答弁させていただきます。町営住宅の入居申し込み者数でございますが、公営住宅が23件、特定公共賃貸住宅が1件、須恵中央が1件でございます。また、町営住宅の空き状況でございますが、4団地15戸があいている状況でございます。以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 教育課長。

●教育課長（木下 尚宏君） おはようございます。5日の予算審議の中で、6番久保議員のほうからコンテンツフィルタリングサービス利用料についての御質疑がございました。Windows10のファミリー機能についての御提案でございます。契約しております。会社。それから、ソフト会社などにお話をちょっと聞かせていただきました。幾つかのメリットデメリットがございましたが、代表的なWebの閲覧で説明をさせていただきたいと思っております。Windows10のファミリー機能における、ウェブの閲覧ブロック機能につきましては、成人向けコンテンツは比較的ブロックできるということでございます。しかしながら、薬物でありますとか、暴力、出会い系、学校の裏サイトなどの児童生徒への影響があると思われるほかの有害サイトにつきましては、閲覧できるということでございました。見せたくないサイトにつきましては一つ一つURLを登録しなければならないということとそれを端末1台1台に設定を行う必要があり、その点につきましては、67種類のカテゴリーの中から選定し、プロキシサーバーで一括管理を行っている。現行のほうは、多少コストがかかりますが、学校のネット環境を安全に提供できると思慮したところでございます。ただ、今回数日間の検証をただけでございまして、また、コンピューター機器につきましては、今後もセキュリティ機能の充実が図られていくと思われまので、最新の情報に、気を配りながら電算機器の導入に努めてまいりたいと思っております。次に、3番難波議員のほうから特別支援学級等通学支援事業の申請利用状況についての御質問ございました。平成30年度におきましては、申請が2件、それから、利用件数は1件でございます。元年度におきましては、申請件数が2件、それから、利用件数につきましては3月5日に1件の請求があったということで、元年におきましても1件の利用件数ということでございます。答弁内容を訂正させていただきます。以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） ほかにございませんか。補足説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。橋本議員。

○議員（5番 橋本 誠君） 5番、橋本です。ページ94の目2河川改修工事のことと、新型コロナ問題の2点についてお伺いいたします。県幹線、県の管理河川である免田川について伺います。旧上村時代は免田川と、宮川内川の合流地点では、多くの砂利がたまっていた堆積したときには、浚渫が必要になっています。その時ですね、役場の許可を得て、建設業者がとっていたことがあります。今後ですねお互いによさね今工事として、県の管理下ですから県との打ち合わせも必要なんです、事前に、土砂を取ることで、河川の災害がなくなるとかいう問題がありますんで、このことをですなできればと一点とですな。今回の新型コロナ問題でですね、町発注の工事が作業員の子供たちの休みなんかで、作業員が少なく、労働力不足になっております。このこと等についてですな県の確認なんかはちょっと延長するというのを聞きましたけど、町としての対応はどういうことになっているかを、2点のことに、伺います。

◎議長（徳永 正道君） 建設課長。

●建設課長（大藪 哲夫君） はい。それではただ今議員の質問に対しまして、回答させていただきます。まず1点目の県管理河川につきましては、県管理でございますのでこちらからですね、そのような対応が指定できるかどうかにつきましては、お問い合わせをさせていただきたいと思っております。それから2点目の新型コロナウイルス関係でございますが、これは国から県を通じて、町のほうにも通知が来ております。新型コロナウイルス感染拡大を防止する意味でですね、工事を一時中止した場合等については、工期の延長もしてよいと、当然年度をまたぐ場合は、繰り越しの手続きをとって、欲しいというふうに通達が来ております。建設課といえますか、役場内で打ち合わせをいたしまして、現在工事が行われている箇所につきましては、担当者が、いわゆる監督員ですが、監督員から現場代理人のほうに、そういうことで休止をしていたり、または、子供の見守りのため休んでいたりと等々の状況はいかがとそれによって工期の延長が必要かどうかの確認をしております。確認したところ工期等とそういう休んだり工期を工事自体を休んだり、見守りで休んで等によって、工期が遅れるという現場はございませんでしたので、町といたしましては、当初計画した工期内の工事竣工についてお願いしているところでございます。以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 橋本議員。

○議員（5番 橋本 誠君） 1番のことについては1番目の県の河川についてはですね、十分県と打ち合わせていただいて、なるだけですねあのお金もかからんようにすることによって、災害も防げますんで、そういうことを十分していただければと思います。また、工期のことについてはそういう打ち合わせをしていただければ、今後ですね、こういうことがまたあるやないやわかりませんので、今後そういうことを十分注意していただいて進めていただければと思います。

◎議長（徳永 正道君） ほかにございませんか。小見田議員。

○議員（12番 小見田 和行君） 以前、質問をしたんですけど、そのときちょっとわからないということだったので総括で質問してもらいたいということでもございましたので、初めから質問をしてくれということなんで初めから質問いたします。ページは67ページですね、病院事業負担金についてでございます。それと、もう一つはシルバーエイトの負担金55ページでございますけど、67ページの病院事業負担金について、前回も伺っておりますが、これについてまた今日伺いたいと思っております。前回ですね一般会計繰入金がですね病院側にとっては、他の熊本県下の病院事業と比較して、約半分ぐらいいかいたいただいいていないということで、金額にしますと2億数千万の繰入金が不足しているということで、病院議会のほうでも、その問題でいろいろ議論がなされている現状でございます。繰入金についての成り行きはですね、地方公営企業法の17条の2の第1項に基づいて、一般会計繰り出し基準を決定して、各自治体で一般会計繰り出し算定ルールを作成し予算措置をすることとなっておりますけど、この一般会計繰り出し査定ルールというのがどういうルールで、今あの関係町村4カ町村でございますけど、あさぎり町の財政方としましては、ルートとはどういうふうな基準でなされて、今の現状の繰出金、病院とりまして、繰入金になりますけど、そのルールというものはどうどのようなものかということについてまずは伺いたいということで、質問したわけでもございました。いかが、わかったでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 企画財政課長。

●企画財政課長（片山 守君） おはようございます。前回質問していただいたのが厚生の時だったもんですから、財政の話かなということで、本日ということにさせていただきました。繰り入れ金のルールでございますけれども、総務省からですね、毎年、繰出金として通知が行われておりまして、総務省の繰出基準には1番から20番までということで、繰り出されております、あの基準が決められております。これにつきましては、多良木公立病院の繰り出し、基準内繰出金という形で計算をすると先ほど言われたような金額になる

ということでございまして、ございますが、現在の公立病院の負担金についてを、お知らせしたいと思いませんけれども、現在は、公立病院への普通交付税の金額、がございまして、多良木町から多良木町に入ってきますので、多良木町のほうから100%、算入されるということで、多良木町から納入されております。あさぎり町では、特別交付税のほうでも少し算入がありますので、その特別交付税分を入れておりました。これにつきまして、入れておりましたが、数年前からですね、これの協議が行われまして、まだ交付税の中にですね、多良木公立病院、分ってというか、交付税の中に、地方公務員の児童手当分と基礎年金拠出金の公費負担分について参入されているということで、普通交付税の地方公務員に係る児童手当分と、特別交付税の基礎年金拠出金公費負担分について、多良木公立分もあさぎり町に来ているあさぎり町というのも、4町村にも来ているということで、この分については、本当は職員は割できてははずなんですけれども、職員数わかりませんので、人口割ですね。負担をしているところでございまして、若干増えたところでございます。ですので、今のところは、交付税、4町村に交付税で来てる分を全部出しているという状況でございます。

◎議長（徳永 正道君） 小見田議員。

○議員（12番 小見田 和行君） 熊本県下の他会計繰入状況を見ますときに、多良木公立病院、これはあのちょっと年度が27年度でございます。ちょっと古いんですけど、これを見た時56%多分今も50%ぐらいだと聞いてます。熊本県下を熊本市から山都町まで、約20市町村がございまして、ここはほとんど100とか110とか、1番低いのが75.3で、その次が、1番低いのは、多良木なんですよ。で、この差をですね、ちょっと我々理解ができないもので。このような繰入金のある中における収支の比較等もやっぱり、熊本県下でされるわけなんですよね。公立多良木病院は経営状況を、かなりアンフェアな、提示だと思んですけど、他のところに関しまして、何で100に近いのか。多良木の病院に聞きますと、交付税はもうすべて入っているということで、聞いておまして、そこはですね、普通一般会計繰入金というの一般会計に一般財源を繰り入れた場合に、また、交付税措置がされるようになってますよね。それは全然まだされてないというふうな、ことを聞いております。そこ辺の他の自治体においては一般財源を繰り入れて、幾らかをまた交付税措置して、一般会計繰入金の合算として約100%近く、総務省基準のように、額にですね比較して入っているものと推察するわけなんですけど、その辺が何でこんなに違うのかなというふうに思ってますね、で、結局、一般会計繰入金と言っても、交付税の来た分をただ流してるだけで、一般財源としての投入はなされているのかどうかははいかが確認できてますか。

◎議長（徳永 正道君） 企画財政課長。はい、まず公営企業でございまして、赤字が出た場合に繰り出すという部分だろうと思います。で、過去、公立病院につきましては、黒字で基金も積み立てられているということだったもので、その繰り出し金というか繰入金で運営をしてきた。その部分が、先ほど言われましたが、私が持っているのが28年度でございまして、28年度の資料でありますけれども繰出基準との割り、率におきまして、公立病院が51.97%で、県内の公立病院で1番最下位のところで84.63%で、そこに32.66%ということで大きな差がっております。で、私たちの理解の中ではですね。公立病院に繰り出した分が交付税で見ただけなのかということ、なかなかそれは難しいのかなと思ってる場所なんですけれども、そこはちょっと調査しておりませんのでわかりませんが、その繰り出しについては、一般財源で持つべきものかなと思ったところございまして、今、小見田議員が言われた部分についてはですね、再度調査しないとよくわからないなと思ってる場所です。言われるようにですね。それが交付税で、例えば見ただけのんであれば、そういう形もあると思えますけれども、今のところは、多分一般財源になるのかなど。いうふうに思うところございまして、なかなかその、そこら辺の事情という部分についてはよく理解できないところでございます。で、よそは、おおむね赤字が大きいということで、100とかですね、1

00を超えた繰り出しなってるのかなというところでございます。で、多良木公立病院の場合には、今のところ、基金があるということで、何とか耐えているというところだと思います。特殊事情もそれぞれあると思います。で、公立病院のときには、新庁舎建設の時ににですね。14億7,000万円ぐらいで、建ててらっしゃいますが、このうち4町村過疎債を借られておまして、負担金を11億4,000万出しております。その辺も事情としてあるのかなというふうに考えているところでございます。その辺がどうしてそうなっているのかという部分については、我々もちょっとよくわからないという部分でございます。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 小見田議員。

○議員（12番 小見田 和行君） 地方公営企業法のさっきの言った17条の2項の流れをずっと組んできましたときに、病院の場合はですね、不採算部門とか、そういった非常に困難な経費になる部分に関して一般会計繰り入れがなされるようになってですね。歳出基準の満たされ総務省からの算出基準に、合うように、この出す場合に対して、一般会計負担の一部について、地方交付税措置がなされるというふうに明記してあるんですね。だからそこ辺のところちょっと調べていただいて、病院側に聞いたところによりますと、この交付税とか、関してはあんまり知識がないというふうなことをおっしゃるんですよ。で、町のほうにお任せしている関係で、これだけだっというふうなことでいただいているというふうな話を聞くだけであって、その協議が果たして財政課だと。綿密にしてあるのかなという、そしてまた、過去の事情、今おっしゃったように建設事業債ですかね、そういうこと背景等もしてて人が今、病院にもあんまりおられないのかなと思うんですけど、そこ辺のところの感情の食い違いとかそういうのがあつてみたいなき感じはするんですよ。だから、なんか要するに一般財源からはもらってない。ただ、交付税措置される部分はもらってますという感じで、本来は、一般会計、一般財源の繰り出しですね、一般財源がまじて、そういう交付税措置がされるんだから、そういうのは、もらう権利じゃないですけど、それはもう、公営企業ですから独立採算でやるべきなのは原則なんですけど、そういう感情があるのは事実だと思っておりますね、病院議会のほうに入っていてそういうような感じを受けたものですから、その理由というのをですねやっぱりあのはっきり両方で協議し、理解をし合うことはですね、今後の病院経営にも確かに、大事なことと思うとですよ。公営企業というのはもう下水道も同じ公営企業であつてやっぱり繰り出しをしようとしてますし、病院も公営企業、同じ企業どっちが、どうだっということは言えませんが、やはりそういうことの、感覚はあちらにもあるということだけはお伝えしてですね。それについては今後、開設者協議会の会長さんたちもですね。今、会長さんが決まっておりますけど、その辺のところは十分協議されて病院の企業長あたりとですね、やっぱり納得いけるような協議なり審議をお願いしたいと思っております。町長いかがですか。

◎議長（徳永 正道君） 企画財政課長。

●企画財政課長（片山 守君） すいません、私のほうから、交付税に関して言うとですね、普通交付税ではもう来てませんので、特別交付税、来るとしたら特別交付税でくると思っています。ただ、特別交付税については特にルール分とかいうのはありませんので、その部分がルール分になってるという形ではないと思われまますので、幾ら来るかわかりません。ですので、何ともそこは、今のところ何とも言えないところだと思います。その部分については、確かに公立病院っていうか多良木公立病院の事務方もわかりにくいところだと思いますので、その辺は、うちというよりも、町村のほうとですね、協議されながら、検討されていくという部分についてはありなのかなと思います。先ほど言われたように今後は、開設者協議会と、病院のほうという形になると思われますので、そこは町長からお願いしたいと思っております。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい、そのことはもう私が町長になりましてから、なかなかですね開設者協議も開

催されずに、私たちもやきもきしながら、病院の事務局に早く、開設者協議会と企業長の会議の場所を、設定してくださいと言いましたけども、なかなか準備できずに、たまたま私が4町村長と一緒にいたときに、この日はどうですかということで、第1回目の日にちを決めて、そして話し合いをさせてもらった経緯もあります。その中で、企業長が基準額を満額出していただくようにという説明がありまして、その辺のところ私もまだ就任したばかりでよくわからない点がありまして、ほかの多良木、湯前、水上の町村長の話聞くような形だったんですが、もう交付金で、多良木のほうに出ているものはすべて出してるから、もうこれ以上はありません。ということで、でもなかなか企業長が、納得されませんでしたので、一応窓口である多良木の総務課長と担当職員が3名、病院のほうにこられて、企業長それから事務局長、総務課長、経理担当の前で、その理由を説明されました。もう来ているものはすべて出しとると。一般財源から出してもそのあとを交付金で、それがまた繰り出される国のほうから町のほうに来るということはないという話を説明されましたので、けど、そこのところがまだ納得されていないような感じではあります。私が認識しているのはそういうところです。

◎議長（徳永 正道君） ほかに。皆越議員。

○議員（11番 皆越 てる子さん） はい、11番、皆越です。えーとですね、未指定の文化財について教育課、商工観光課に関連しますので、1点だけ質問させていただきます。実はですね、先日、毎日新聞人吉新聞を見てみますとですね。あるあさぎり町の方がですね、環境整備した目の神様とか、目の神様宿る寅御前というようなことでですね、掲載されておられました。そこでですね、リニューアルについては、寄附とか関係者の協力を得ていただきましたって、生まれ変わった寅御前にぜひお越しくださいというようなことで、PRされておられました。教育課にお尋ねしましたらですね、これは未指定ですので何の援助もできないというようなことでした。商工観光課としての対応はどういったことを対応されましたでしょうかお尋ねいたします。

◎議長（徳永 正道君） 商工観光課長。

●商工観光課長（北口 俊朗君） はい、その寅御前を管理されている代表の方がお見えになってですね。ぜひPRしたいということで、資金面においては、全く援助するものはありませんでしたけれども、ホームページ等で掲載いたしまして、PRに、一役を買ったという状況です。

◎議長（徳永 正道君） 皆越議員。

○議員（11番 皆越 てる子さん） はい、わかりました。それとですね、これ88ページに、日本遺産人吉球磨の観光づくりが、120万ほど掲載されております。1名の方が派遣というようなことですので、ここで検討いただくことができないものかどうか、それと合わせましてですね、この87ページに印刷製本費がですね、リーフレットの作成かパンフレットの作成というようなことで、説明がありましたので、その際にですね、この寅御前ということもですね、載せていただくことはできないかなあということを考えましたので、その辺のところも伺いたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 商工観光課長。

●商工観光課長（北口 俊朗君） はい、現時点ではですね、観光パンフレット等の掲載はしていません。やはり町内には、指定された文化財、日本遺産等もたくさんありますので、なかなかその情報量としては、文化財指定もされていない。施設についてはですね、非常にこう取り上げにくい部分があり、あると思います。また、人吉球磨観光地域づくり協議会においてもですね、やはり人吉球磨となるとさらに文化財も多ございますので、そこら辺はちょっと厳しい面があるかと思えます。

◎議長（徳永 正道君） 皆越議員。

○議員（11番 皆越 てる子さん） はい、わかりました。それではですね、町としてはこのホームページ

で掲載してPRを図るといようなことで、町としての援助はこれのみといようなことで理解していいんでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 商工観光課長。

●商工観光課長（北口 俊朗君） はい、現時点では、そのような形になると思います。

◎議長（徳永 正道君） ほかに。小出議員。

○議員（7番 小出 高明君） はい、総務課にお尋ねします。ページは34ページ、節の12の委託料、区長業務委託料ですが、現在ですね、町民の方からよく議員と区長の兼務についてよく尋ねられるわけですが、今回の会計年度任用により、区長の立場、そういった制限はどのようになるのかお尋ねしたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） おはようございます。令和2年度から、区長職につきましては、委託業務ということで取り扱っております。これはあの今まで説明も申し上げておりましたが、4月1日施行の地方自治法及び地方公務員法の改正によりまして、地方公務員法に定める特別職の職の区分が厳格化されました。で、今までは、区長、また、公民分館長、交通指導員等につきましては、従来、地方公務員法における特別職に位置づけて行っていたものでございますが、今回のその法の改正による厳格化によりまして、区長業務等につきましては、特別職に当たらないというものになりました。よって、令和2年4月1日からは、区長職につきましては、後の公民分館長もですが、委託業務として、取り扱うこととしておるところでございます。で、議員お尋ねの、議会議員におかれましては、地方自治法で兼職禁止、もしくは、兼業禁止の規定がございます。兼業禁止につきましては、92条の2、だったと思っておりますが、によりまして、町に対する請負方は、業務委託、委託も含まれると思っておりますが、は、することができないという規定でございます。よって、新年、令和2年度からの、今回の取り扱いによりまして、私の解釈では、この兼業禁止に該当するといふふうに解釈しているものでございます。以上です。

◎議長（徳永 正道君） ほかにございせんか。森岡議員。

○議員（森岡 勉君） 8番森岡でございます。予算には直接関係はないんですけども町長の施政方針の中で、町の安全なまちづくり安心なまちづくりというお話がございます。そこで私が町長の今後の方針、方針と申しますか。とらえ方をお伺いしたいと思います。と申しますのが、今年の1月と、2月におきまして深田地区に中国系企業、ビニールを加工して製造する会社を建設したいという、住民説明会の開催の要望がありまして、実際、2回いましてけれども、そんな時は資料不足とか、これからも参加者の希望でも、そういったことは、地区反対するといようなことで、説明会は、そこそこで終わったわけでございますけれども、ただ、皆さん御存じかと思っておりますけども県道33号線沿いの木上新地区にこの会社がございまして、現在操業しております。実際通ってみますと、環境臭害、煙、そういった話も出ております。そういったことが実際に本町において、進出いただいて操業された場合に、あの近辺もしくはその下を流れます銅山川と申しますけれども、そういった川が流れております。そういったことを考えたときにですね、本来、この会社が安心して任される会社かなという非常に疑念を抱いております。そういったことを考えてですね、町長としては、これは町の許可が要らないということでございますので、今後の進め方につきましてはですね、先月の区長会で深田地区の8名の区長から、こういったことの現状の認識をお願いしたいということで、要望書が上がったと思っておりますけれども、捉えて、今後どういったふうに取り組んでいくか。お考えがあればお聞かせ願いたいという質問でございます。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい、深田地区への、廃プラスチックを一応溶かして、そしてペレット状にして輸出するという、その業務については、これは別に、町とか県とかの許可は要らないということは私の方も伺

っています。県の保健所のほうにもいろいろ意見を伺いながら、慎重に取り組んでいるところですが、隣の錦町の話を書きましても、やはり今のところ水質が汚染したとか、そういう経過はないと、毎月水質の汚染検査をやっているということでした。産業廃棄物ではなくて、製造業ということで、話を進められてますので、そのことで、県とかの許可も要らないということになっているようですが、ただやはり深田地区の住民の皆さんが強い反対の意思を示されてますので、私も、住民の方の意思を尊重して、私もあさぎり町には、建設してほしくないという意思を鮮明に出して、そして今住民の皆さんと取り組んでいるところです。区長会のほうに、深田地区の区長さんのほうから、ぜひあさぎり町の区長会も賛同してほしいというような申し出がありましたけれども、区長さんの中では、我々の自分たちの判断では、ここで返事ができないということで、そのときは結論が出ませんでした。しかし、いろいろと私もあの情報を集めておりますが、まだ土地のほう売却されていない、土地の所有者の方が、地域住民の方が、反対されるならば、土地の売却はしないということをおっしゃられるという話も確かな方から、確認がとれております。やはり1番、深田地区の方が心配されるのは、あそこにやはり水源として飲料水の生活用水を使っておられる。地下水が汚染されるのを非常に心配されてますし、私が企業さんのほうに話したことは、プラスチック、その廃プラスチックをペレット状にしたときに、それが、工場の外に雨水と一緒に漏れることが100%ないですかって聞いたら、それについては、返事がありませんでした。工場内でできたペレット状のプラスチックが、風で外に出て雨水で河川に流れ、それが球磨川に流れていきますと、球磨川は御存じのとおり、鮎が非常に、産業として、売買されています。特に、鮎はその腹の中のウルカがまた商品価値が高いもので、これをくま川に流れて、そして苔の中にその廃プラと一緒に、アユが食べることになるのもう商品として販売されなくなりますので、そういうことを考えると、漁協の皆さんも根強い反対が起きてくると思いますから、これはちょっともう無理じゃないですかということ、向こうの中国の企業の社長さんにも通訳を通じてですので、ちゃんとそれが通じてるかどうか私は確認できませんが、一応通訳を通じてそのような話をしております。ですので、深田で2回目の企業説明会のときは、区長の代表さんの方が、説明の前に、もう我々は反対しますと言いましたところ、こちらから断ったんじゃなくて、向こうの企業のほうから、もうそうであれば説明はしませんと。ということで、もう帰られましたので、向こうからもう改めての説明もなかったわけです。そういう今、経緯ですので、私もそのことに対してはですね、よく注視して、また保健所とも連携しながら、状況を見ている状況です。今後何か動きがありましたら、またきちんと、深田地区の皆さんと対応していきたいと考えております。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 森岡議員。

○議員（森岡 勉君） はい、丁寧に説明いただきましてありがとうございます。そういったことでございますので、ちょうど時期的に区の総会等が実施される時期、また区長さんも交代される時期でございましたので、ちょっと時期が、本議会にもまだこういった質問の段階しかできませんでしたがけれども、またコロナウイルスあたりがある程度ついた後ですね。再度その地区の方々にも、この運動がですね、とまらないようにしていきたいと思っておりますので、ぜひともですね。町のほうも、そういった後押しをですね、お願いできればということでございます。よろしく申し上げます。

◎議長（徳永 正道君） ほかに、小見田議員。

○議員（12番 小見田 和行君） 1点お伺いしたいんですけど、ページ13ページの固定資産税でございます。これは決算当時からですね結構あの固定された収入未済額があったように、記憶してるんですけど、今回もあの収入。滞納繰越分としての徴収を6,006万8000円上げてございますね、予算にて、今のその滞納繰越分をそれだけ収入されたときにですね。残ってる収入未済額はいくらぐらいになりますか。それに対する、不納欠損に対する対策というのがなされているか。それについて伺いたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 税務課長。

●税務課長（那須 正吾君） はい。お答えいたします。固定資産、まず固定資産税の、過年度分の、未済額でございますが、調定額としまして、7,600万ほどあります。今後、その対策ということですが、私たちも個別に調査をしまして、財産調査ですね。した上で、財産を発見次第差押え等行っているところですが、なかなか大口滞納もございまして、思うように滞納額は減っていったいないという状況でございます。

◎議長（徳永 正道君） 小見田議員。

○議員（12番 小見田 和行君） ええと、30年度の決算のときの収入未済額は、7,658万4,608円というふうになっておりまして、今、今度、606万8,000円、収入した後は、7,600万とおっしゃいましたけど、30年度より増えますか、そのあと端数があるんでしょうけど、金額としてですね。30年度は7,658万4,608円となっておりますね決算では、今年度の予算では、その606万8,000円を滞納額から収入する予定でございますので、それを引いたときに、収入未済額がどれだけかということの答えが7,600万ぐらいだろうというふうな答えだったと思うんですけど、30年度の決算時の金額よりも、増えるんですか。減るんですか。

◎議長（徳永 正道君） 税務課長。

●税務課長（那須 正吾君） すいません。あの今言った。滞納額というのはですね。令和元年度の調定額を今申し上げまして、うち、400万ほど、ことし2月末現在で入っておりますので、現在のところ7,200万。が、滞納額として今上がっております。ただあの現年度分は、これには含まれておりませんので、それにプラスが出てきますので、ちょっと決算になってみないとわからないですけど、もうちょっと増える見込みです。

◎議長（徳永 正道君） 小見田議員。このうち大口となるものがあると思いますけど、それについての今の徴収状況はいかがですか。

◎議長（徳永 正道君） 税務課長。はい、大口滞納者、ありますけれども、これは個別の案件でございますので個人情報にもありますので、ちょっと回答は控えさせていただきます。よろしくお願ひします。

◎議長（徳永 正道君） ほかに。難波議員、いやいやすいません。すぐ違いますね。加賀山議員。○議員（4番 加賀山 瑞津子さん） はい。4番、加賀山でございます。ページは、115ページになります。教育費、の保健体育総務費の中の負担金及び負担金補助及び交付金、奥球磨駅伝大会負担金130万円計上してありますが、具体的な、この130万円の内容について、伺います。

◎議長（徳永 正道君） 教育課長。

●教育課長（木下 尚宏君） はい、この負担金につきましては、参加チームからの参加料も取れるようでございます。それぞれ4カ町村で共同で開催することにしておりますけれども、それぞれ均等な金額で130万円の負担額となっております。総額、大会の歳入歳出の予算額でございますが、今現在予定されております金額が、986万円となっているところでございます。

◎議長（徳永 正道君） 加賀山議員。

○議員（4番 加賀山 瑞津子さん） はい、ここの金額に関しては計上してありますが、球磨川マラソン、終了に対しての、今までの参加者の方への最後ですね、通知とかっていう部分に関してはちょっと計上がなかったもんですから、そのあたりの球磨川マラソンのですね、終了のお知らせとかっていう部分に関してもある程度金額としてですねきちんと計上する必要があるんじゃないかなって感じがいたしまして、お尋ねしております。またちょっと関連したところの分で先日も一般質問でですね、スポーツ大使の話もいたしましたけれど、いろいろな具体策については町長のほうから、関係各位のスポーツ関係者のほうと、今後また協議を相談しながら、内容を詰めていくってということではございました。そのスポーツ大使っていうのに

関してはですね余り私はお金は要らないかなと思っておりますので、これは私の主観になっておりますが、以前ですねその球磨マラソン大会にゲストランナーをお呼びしてたときに、ただ球磨川マラソンだけに走ってもらうのはもったいないという提案をいたしましたら、教育課のほうで、自主文化事業の担当さんあたりも知恵を出していただきまして、じゃあ、前日に子供たちの走り方教室をしましょうということで、課内ですね、いろんな横のつながりでいろいろアイデアを出していただいたことがございます。ですので、今回のこの130万円の4か町村の負担金ということでしてありますが、今伺いますと、まだ内容についての具体的な部分はございませんので、ぜひそういうあさぎりへのメリットっていうですかね、そういうところも活用していただきたいとちょっと思って質問しております。

◎議長（徳永 正道君） 教育課長。

●教育課長（木下 尚宏君） はい、球磨川マラソンの今までの参加者、それから、協賛いただいております。皆様方については、皆越議員からもお尋ねがあったと思いますけれども、本年度の予算につき、を活用いたしまして、今現在、町長からのあいさつ文も、いただいておりますので、今年度中に発送するということでの新年度予算には計上していないところでございます。

◎議長（徳永 正道君） 教育長。

●教育長（米良 隆夫君） はい。スポーツ大使の件でございますが、ほんとに、もしもこう奥球磨駅伝大会等が開催されましたらですね、ぜひ見ていただきたいと、大体100メートルは16秒5から17秒前後で走っていきますので、そのスピードもオリンピックと余り変わりません。そういう姿を見るということは本当に子供たちにとっては非常にこう、今後のいろんな種目で、競技をする上では、参考になるのかなというふうに思っておりますし、またいろいろな指導者も来られますので、機会がありましたら、そういう指導者の話を聞くということもできるのではないかというふうに思っておりますし、過去、大学で指導しておられる監督の話も、中学生向けに話を聞くことができましたので、そういうのもやっぱり今後検討していく必要があるのかなと、いい機会になどではないかなというふうに私は思っております。

◎議長（徳永 正道君） ほかに。難波議員。

○議員（3番 難波 文美さん） 3番難波です。教育課に、これは予算というよりもですね、今年度からいよいよ、小学校の英語教科化が始まります。三・四年生、五・六年生と教科化ということで通知表もですね、始まっていくと思うんですが、この、英語の教科化によって、メリット・デメリットというものが必ず生じてくると思います。これまでもですね、五・六年生になれば、かなり学習量がふえまして詰め込みという形でやっただけ学習という言葉悪いですけれども、教科書が終わらない状態であるいは繰り返し学習ができない状態で、中学校に上がらなくてはいけないという状況がですね、ずっと続いてきたと私現場を見て思っております。で、この教科化についてですね教育長としてどのように、あさぎり町の中でですね、子供たちが英語もきちんと勉強する。しかしその反面ですね、国語力が非常に低下しておりますので、その部分をどのようにやっていくのか、教育長のお考えをお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 教育長。

●教育長（米良 隆夫君） はい、本町は、平成29、30年以下31年度と文科省の指定を受けまして、英語力向上ということで研究をしてまいりました。で、この取り組みで私は本当に成果が上がったというのは、小学校中学校の先生がたを集めまして英部会をつくり上げました。英部会を通して、小学校の英語指導が共通したカリキュラムで実施できるというような点もございましたし、そして、中学校での英語の授業の参観、そして小学校での事業の参観を通して、共通した指導ができるということについての取り組みは本当に文科省の指定を受けた成果が出てきてるなというふうに思っておりますし、この取り組みについては、英語科だけではなくて他の教科でもできないかというふうに考えておるところでございます。来年度は、学力向上部

会をちょっと視野に入れながら、その学力向上部会も、設置しようかというふうなところであります。今難波議員から御指摘がありました。他の教科、特に国語科についても、今言いましたような形で、やっぱり、ほかの教科についても、学力向上部会を通して、町内で共通した事業の展開ができていければというようなところで考えておるところです。また来年本当にまた、他の教科においても、英部会と同じような形で取り組んでいきたいというふうに思っておるところです。

◎議長（徳永 正道君） 難波議員。はい、インフルエンザなどでですね、学校を休んで、休まないといけないう子供もこれまでありましたし、また今回はコロナウイルスということで、長い期間学校に行くことができません。新学期のことも大変心配しておりますけれども、まさにですね英語によっていろいろ振り回される必要もありませんし、基本的な学習能力というのは、私たちはこの国で暮らしておりますので、日本語がベースとなっております。まずその国語力をですね、しっかり鍛えるような、学習の取り組み方というもの、各学校で検討していただきたいと思っておりますし、そうですね。はい、そこは教育長からですね、おっしゃってくださったのでそういう部会ができるのであればですね、しっかりやっていただきたいと思っております。

◎議長（徳永 正道君） 質問の途中でございますが、ここで10分間休憩をいたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時09分

◎議長（徳永 正道君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議長（徳永 正道君） 岩本議員。

○議員（1番 岩本 恭典君） 111ページです。教育課にお尋ねです。さまざまな場面、ここにですね伝統芸能継承費承継費ですよ。そういった文化財修繕費っていうのが上がってますけど、今、あさぎり町には一期一会っていうの太鼓の団体がいらっしゃいます。そこでいろんな場面でですね成人式であったりそういうほかの場面であったり、南稜高校生に指導したり、中学生に指導してですね。いろんな発表を行っているところなんですけど、これが伝統芸能じゃないもんですから、例えば太鼓を修繕する場合、太鼓なんか修繕するのに物すごく金がかかると思うんですけど、そういうものがないもんですから、伝統芸能には文化財修理補助費というのが出てますけど、そういう団体に対しての修繕費というのは、どっかほかの予算から引っ張ってこられないもんでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 教育課長。

●教育課長（木下 尚宏君） はい、一期一会さんに関しましては教育課のイベント関係にも、非常にこう、御協力いただいているところでございます。教育課のほうではそういったイベント等に参加された場合には出演料としての、若干でございますが、出しているところでございます。また、県大会において優秀な成績をおさめられた場合には九州大会全国大会等にも参加されておりますので、その際には子供育成奨励金のほうから、支援をさせていただきいただいているところでございます。お尋ねの太鼓等の修理費の件でございますが、教育課のほうでは、文化財の指定をされた部分については修理補助金が出せる。ところでございます。また、伝統芸能であるところの太鼓踊り等の太鼓の修繕等におきましても、財団の紹介をさせていただいているところでございます。ですので、一期一会の団体におきましては、任意団体でありますし、文化財の指定がないというところで、その辺の修理費についてはちょっと厳しいのかなという判断をしているところでございます。

◎議長（徳永 正道君） 岩本議員。これ青少年の育成の観点から見てもですね、例えば、ふるさと納税今年増えてますけど、その辺の基金を使ってそういう修繕費を計上するというのはできないもんなんでしょう

か。企画財政課なりますか。

◎議長（徳永 正道君） 企画財政課長。はい、そういった部分は可能かと思えますけれども、ただ、位置づけをですねしっかりとかなないと、一期一会だからやるとか、ほかの団体やらないとかいうところはありませんので、そういう部分については町長から話もありましたので、今検討中なんですけれど、初めに、うちで考えたのは、宝くじの補助金あたりが使えるんじゃないかというところなんですけど、宝くじの聞いてみますと宝くじの補助金は毎年申し込んでいるという話でしたので、あとは独自でやる部分については、先ほど言いましたとおり、どういった位置づけをして出すかというところが非常に難しいのかなと思っていますところでございます。

◎議長（徳永 正道君） 岩本議員。その位置づけをちゃんと決めてもらってですね、できればそういうものに出して、そうしないとの一期一会の団体の方も、なかなかそういう修繕費が出ない、高額なものですから、このままもう活動やめてしまおうかっていうそういう話もありますもので、ぜひ町長のほうでそういう一期一会だけじゃないんですけどそういう団体の方に対してですねそういう。ふるさと納税あたりを使って基金を使って、そういう活動費でありなんかでないかなと思ってお尋ねしました。

◎議長（徳永 正道君） 町長。はい、ほんとに伝統芸能とかですね、そういう位置づけができてませんので、非常にやっぱりどういう名目で出すか、またほかの団体からの兼ね合いもありますし、そういうところをきちっと整理して、やはり町の活性化のために頑張っていたらいいし、何かイベントがあると、やはり皆さん、その団体を期待して、出演を依頼されています。出演を依頼するときも、ほんとに高額な出演料とかそういうものじゃなくて、本当にわずかな費用で快く引き受けてもらっている。それが町の活性化にもつながっていますので、何とかですね、どういう位置づけで出していか、そういうところを検討していきたいと思えます。

◎議長（徳永 正道君） ほかに。溝口議員。

○議員（溝口 峰男君） 総務課と教育委員会、総務課にお尋ねしますが、避難カ所を指定されておりますけれども、耐震化ができてない部分についての、その対応策を1点お伺いしたい。それと教育課には全協で公民館の建設の予算説明はいただきました。それはもう、今回予算化されておりますから問題ないんですが、今後は事業主体が変わってくる。大きく変わってくるということがありますし、それとあわせて、町有林の木材の提供というお話もいただいておりますが、今後のスケジュールですよね、やっぱりあの、あんまり遅くなると地元の人たちも大変困ってくると思うんですよ。今までは事業主体が町でしたから、もうそれはもう何も心配せんでよかわけですから、今回は2戸、計画しているとされてというふうに考えておりますが、しっかりと、説明をいつごろどういう手順でこうされていくのか、その辺を、今の段階での計画をお知らせください。

◎議長（徳永 正道君） 総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） はい、指定避難場に指定する建物の耐震化への対応なんですけど、事実、すべての指定する避難場が耐震化できているものでございませぬ。で、当然、耐震化を推進すべきですが、なかなかそれをすべてというのには至っていない状況でございませぬ。で、当然、指定避難場を開設する、発災時に開設する場合には、避難場の状況を町職員が目、によって確認することとしております。で、地震による被害が大きい場合には当然避難場としては開設できませんので、そのように、きっちりと避難場となりうるか。というものを、発生時には確認して対応することとしております。ただ、地震の場合には、余震等もありますので、そこもしっかりと見きわめた上で、建物の状況、または、耐震等の状況等にも、踏まえながら判断することになっていくと思えます。それと、避難場としておる施設、これはもう公共施設でございませぬので、当然通常使う場合での耐震化も必要となつてまいります。その点につきましては、特に、非構造部材の耐震

化については計画的に進めていくとしているものでございます。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 教育課長。

●教育課長（木下 尚宏君） はい。公民分館建設につきましては、今回標準設計の予算を組ませていただいております。直ちに発注いたしまして、なるべく早く、行政区建設予定されている行政区のほうに、金額がお示しできればというふうに考えております。できましたら、5月中には、ある程度の概算建設費が御提示できればというふうに考えております。で、予算につきましては、9月の補正で建設費の計上ができればというふうに考えているところでございます。

◎議長（徳永 正道君） 溝口議員。

○議員（溝口 峰男君） 避難場の件ですが、今回、備蓄倉庫は2カ所設定して、つくっていただくということで1カ所は皆越だということですが、あそこは確かに備蓄倉庫はも当然必要かと思えますけれども、あそこは陸の孤島で地震があつたりしたら、あそこは、学校跡地も全く耐震化もなされてないんですけども、通常使っておられるところは講堂が今公民館として利用されてますが、あそこも耐震化もできてない。地震があつたら、皆越の場合はあの集落は、今の場合は、耐震化できてる家屋はほとんどない。と思うんですけれども、すべて全滅する可能性が大なのかな。そういったときに、こちらに、来るということは非常に難しい部分があつて距離的なものが、どのように、あそこの人たちを、避難させるところが、確保ができるのかなあと思うんですけれども、どのようにお考え、お持ちですかね。

◎議長（徳永 正道君） 総務課長。はい、議員御指摘のとおり皆越につきましては、指定避難所とする。旧皆越分校の建物は、耐震化がなされておりません。相当に古い建物ではございます。で、地震の場合には、当然そこが被災する可能性は高いと私たちも認識しているものでございます。で、地震の場合にはやはり1カ所に避難される避難場所というものがございます。運動場校庭にお集まりいただいて、そこから迅速に避難をしていただくということになります。地震の場合には、道路への、法面の崩落等も考えられます通行は不可能になるのも十分に想定されます。その場合には、やはり、自衛隊等への要請を緊急にし、自衛隊による、集団避難といえますか、一斉に避難というものをやはり講じなければならぬと考えているところでございます。

◎議長（徳永 正道君） 溝口議員。あその運動場にはヘリポートをヘリコプターが降りられるような状況、環境整備はちゃんと、できますか。その辺は、

◎議長（徳永 正道君） 総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） はい、以前、これは広域的、あさぎり町で広域的な避難訓練、災害対策を行う訓練を数年前に行いました。その際に、ヘリコプターを使った、避難訓練も行う予定としており、そのときは、雨でありまして、実施はできませんでした。訓練を行うということですから、ヘリによる対応は十分可能と考えているところでございます。

◎議長（徳永 正道君） ほかにございませんか。久保議員。

○議員（6番 久保 尚人君） 6番久保です。25ページの、利子及び配当金でお尋ねします。今回、予算が2,600万程度と随分減額になっております。現在の多分国債あたりの状況を見て鑑みて、このような予算になってると思うんですけれども、今の運用状況ですね。それと、以前のこの運用委員会委員長であった。副町長から、超長期等の国債の運用はもう控えたいというふうに答弁があつております。その後そのような形で、実際に運用されているのか。というところもお聞きしたいと思います。

●会計課長（田中 伸明君） 会計管理者。はい、まずあの、令和2年度の当初予算の減額のお尋ねですけども、これは現在の基金の運用については、定期預金、それから国債等の債券によって運用を行っております。その割合というのが、今会計課でお預かりしている基金が約98億、これ2月末現在です。98億ほ

どはございまして、その約54%を定期預金、残りの45%を額面にしまして45億円、44億5,000万ですかね。44億5,000万円を国債等の債券で運用を図っておりますけれども、主な収益というのは、ほとんどがに債券よる。クーポン収入で賄っております。約97%程度がもう、債券による収益になっておりますけれども、昨年、町が保有しておりました。20年の国債、これを売却をいたしました。額面が、これが10億円ということで、クーポン収入が2%でしたので、年間2,000万円の収益がありました。これがもう町の債券の約半分を稼いでいる1番の稼ぎ頭だったんですが、これを売却をすることによって、年間2,000万円のクーポン収入が減りましたので、その分が大きな減額の要因と、いうことになっております。それと、現在の債券の運用ですけれども、一昨年、平成30年の久保議員の質問でですね。うちの公金管理検討委員会の会長であります。副町長のほうから、今後の債券の運用については、10年の債券を基礎としてやっていくという基本としてやっていくという答弁がございました。その後、10年の債券が、クーポンが、利率が0.3%ほどに上りましたので、十分その運用の対象になるということで、10年の債券を、ちょっと購入をいたしましたけれども、その後の利率がまた下がりまして、10年の債券ではマイナス金利ということで、ちょっと運用の対象にならないということで、その後はもう10年の債券は購入を控えているところでございます。今後の運用としましては、今も10年の債券がマイナス金利ということでちょっと、購入が難しいということで、場合によっては、超長期の20年あたりの債権も、運用対象にしながら、いくべきかなということで、公金管理検討委員会のほうでも、そういった、状況を説明しているところでございます。以上でございます。

○議員（6番 久保 尚人君） そうですね。今回の新型コロナウイルス、このパンデミックというのを、受けまして、この中国からのですよ。サプライチェーンって言って、いろんな品物が流れていくでしょう。中国でつくったやつが日本とかに流れていく、その部分が壊れてしまって、要するに、今後はスタグフレーションという景気が悪くなっ低金利が上がっていくという状況になっていくんじゃないだろうかという予想が随分出てるんですよ。町長わかりだと思っておりますけれども、その中で、債券の動きってというのは、今後は本当、いろんな形でかわってくるんじゃないかな。当然、周りの物価が上がってくるとそれに付随して、金利も上がってきますし、金利が上がっていくという状況は、御存じのように、債権を買う場合に、クーポンいいの買っても、売る場がなかなか訪れないということが十分考えられます。ですので、今年なんか特にやっぱりよくその辺のところは見ながら、運用しないと。当然金利が上がっていったときに、売り場を失うっていう場面が、出てくると私は想像するんです。案外、何ていうんか、慎重な運用が、個人の意見ですけれども、慎重な運用が必要な時期なんじゃないかなと思いますので、そこは、十分に検討していただいて、大きな穴が開かんように、ですね、もうもってしまうと、20年だったら20年も売り場がないと、その低い金利で、償還までもたないかんっていう話になってきますと、非常に、損失、なんていうんですがね、次買うときの場を失ってしまう機会の損失みたいなのが出てくると思うんですよ。その辺についてはどう思われますか。

◎議長（徳永 正道君） 会計管理者。

●会計課長（田中 伸明君） はい、今ありまして新型コロナウイルスですね。この影響を受けまして、先日、昨日だったですかね。日経平均株価が1年3カ月ぶりに1万9,000円割り込んだというような報道がなされておりました。これはこういった新型コロナウイルス、それからまた原油あたりの下落というのが影響して、その不安から株が売られたということですが、その反面あのそういった資金がですね、株が売られたことに伴う資金が、安全な債券のほうに流れておまして、債券が買われておる状況でございます。そのため利率、債券の利率は、さらに下がっておりまして、その反面債券の単価というのは上がりますから、町が保有している債券の含み益といいますか。そういった単価が上がることによって、その利益、含み益が

出ているような状況ですので、そういったことを注視しながらですね、今後、債券を管理していく必要があるんですが、このような状況も恐らく一過性だと思うんですよ。またあの金融機関が、市場金利あたりが落ちついてくると。また資金の流れが変わったりして、債券のそういった動きも大きく変わると思いますので、そういったことを毎日証券会社のほうからも情報をいただいておりますので、そういったことに注視しながら、安全かつ効率的ということで運用を図っていきたいと考えております。

◎議長（徳永 正道君） 久保議員。今まで買ってた部分というのがちょうど今そうやって皆さん株から逃げているので、どんどん安い金利でも買っているんで、うちは含み益をたくさん持ってる状況だと思うんですけども、今後のところですよ。これがいつ反転していくのかっていうのが、非常に、これが、多分、世界の景気とかも、関係してくるんだと思いますんで、良く注視していただいて、運用の方、より繊細な形でやっていただかんといかんのかなと思っております。

◎議長（徳永 正道君） 会計管理者。

●会計課長（田中 伸明君） はい、債券の運用についてはもう、いつも議員の方からいろんな御提案をいただいておりますので、今後とも、町の公金管理検討委員会です。十分な情報の共有等を図って進めたいと考えております。

◎議長（徳永 正道君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第82号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって、議案第82号は原案のとおり、採決されました。可決されました。

日程第2 議案第75号

◎議長（徳永 正道君） 日程第2、議案第75号、令和2年度あさぎり町国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。執行部より補足説明はありませんか。補足説明がありませんので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第75号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって議案第75号は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第76号

◎議長（徳永 正道君） 日程第3、議案第76号、令和2年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。執行部より補足説明はありませんか。補足説明がありませんので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第76号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

◎議長(徳永 正道君) 起立多数です。したがって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第77号

◎議長(徳永 正道君) 日程第4、議案第77号、令和2年度あさぎり町介護保険特別会計予算についてを議題とします。執行部より補足説明はありませんか。補足説明がありませんので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第77号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

◎議長(徳永 正道君) 起立多数です。したがって議案第77号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第78号

◎議長(徳永 正道君) 日程第5、議案第78号、令和2年度あさぎり町水道事業特別会計予算についてを議題とします。執行部より補足説明はありませんか。補足説明がありませんので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第78号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

◎議長(徳永 正道君) 起立多数です。したがって議案第78号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第79号

◎議長(徳永 正道君) 日程第6、議案第79号、令和2年度あさぎり町下水道事業特別会計予算についてを議題とします。執行部より補足説明はありませんか。補足説明がありませんので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第79号を採決します。本案は原案のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって議案第79号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第80号

◎議長（徳永 正道君） 日程第7、議案第80号、令和2年度球磨郡障害認定審査事業特別会計についてを議題とします。執行部より補足説明はありませんか。補足説明がありませんので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第80号を採決します。本案は原案のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって議案第80号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第81号

◎議長（徳永 正道君） 日程第8、議案第81号、令和2年度球磨郡介護認定審査事業特別会計についてを議題とします。執行部より補足説明はありませんか。補足説明がありませんのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第81号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって議案第81号は原案のとおり可決されました。

日程第9 要望第10号

◎議長（徳永 正道君） 日程第9、要望第10号要望書についてを議題とします。本件は、令和元年12月定例日において、厚生常任委員会に、付託した案件であります。本件について委員長の報告を求めます。奥田厚生常任委員長。

◎厚生常任委員長（奥田 公人君） あさぎり町議会議長 徳永正道様。厚生常任委員会委員長 奥田公人。要望書審査報告書。本委員会に付託された要望書を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第91条の規定により報告します。受理番号10番、付託年月日令和元年12月10日、件名は要望書です。審査の結果、一部採択、附帯意見といたしまして、委員会としては、老人クラブ活動が停滞しないよう注視していきたいと考えていますが、老人クラブには、繰越金が生じているため、会費の承認はできないが、シルバーヘルパー活動助成金を認める件で、一部採択と決しました。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 委員長の報告は終わりました。これから委員長に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから本要望書についてを採決します。この要望書に対する委員長の報告は一部採択です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

◎議長(徳永 正道君) 起立多数です。したがって議案したがって要望第10号は、一部採択することに決定しました。

日程第10 要望第13号

◎議長(徳永 正道君) 日程第10、要望第13号、伊賀川排水対策に係る陳情書についてを議題とします。本件は、令和元年12月定例日において、建設経済常任委員会に付託した案件であります。本件について委員長の報告を求めます。小出建設経済常任委員長。

◎建設経済常任委員長(小出 高明君) あさぎり町議会議長 徳永正道様。令和2年3月11日、建設経済常任委員会委員長 小出高明。陳情書審査報告書。本委員会に、付託された陳情書を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第91条の規定により報告します。付託年月日、令和元年12月10日、件名、伊賀川排水対策に係る陳情書。審査の結果、採択。審査の経緯について御報告いたします。須恵、寺池地区、川瀬の伊賀川周辺の農地は毎年、大雨が降るたびに、伊賀川の水が球磨川、の増水により排水ができなくなり、それが水田への逆流を引き起こし、町の基幹作物の葉たばこ等の栽培に著しく悪影響を出しています。球磨川河川敷につきましては、国土交通省八代河川事務所の所管であり、球磨川の河岸の浚渫工事を行い、少しは改善したものの、水田への逆流は依然として改善されない状況です。委員会といたしましては、現地調査を行い、建設課から、現状報告を求めるなど、協議をしてきたところです。よって永久的な改善策として、伊賀川から、石坂堰の下流部への排水路バイパスの建設など、検討を図っていくことが重要であると判断し、建設経済常任委員会として、本陳情書を採択したものです。以上、報告いたします。

◎議長(徳永 正道君) 委員長の報告が終わりました。これから委員長に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長(徳永 正道君) これから本陳情書についてを採決します。陳情書に対する委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、陳情第13号は採択することに決定しました。

日程第11 発議第3号

◎議長(徳永 正道君) 日程第11、発議第3号、あさぎり町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。本案について提出者の趣旨説明を求めます。小見田議会活性化特別委員会委員長。

◎議会活性化特別委員長(小見田 和行君) 発議第3号、令和2年3月11日、あさぎり町議会議長 徳永

正道様。あさぎり町議会活性化特別委員会委員長 小見田和行。あさぎり町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、上記の議案を別紙のとおり会議規則第10条第3項の規定により提出します。提出理由の説明を行います。あさぎり町議会議員定数を、削減することにより、常任委員会委員会の名称、委員定数及びその所管を変更するため、及び、議会運営委員会委員の定数を変更するため、本条例の一部を改正する必要があります。3ページをお開きください。あさぎり町議会委員会条例新旧対照表にて説明いたします。第2条の常任委員会の名称、委員の定数及びその所管につきまして、これまで3委員会構成しておりましたが、今回の改正により、総務建設経済常任委員会と厚生文教常任委員会の二つの委員会とし、所管の関係課はここに記載のとおりで、それぞれの委員会の定数を7人とするものです。また第5条の議会運営委員会の定数を7人から、5人に改正するものです。2ページをお開きください。下欄の附則としまして、この条例は施行の期日は公布の日から施行するものです。また経過措置としまして改正後の第2条及び第5条の規定については、公布の日以後初めてその期日を告示される一般選挙までの間、なお従前の例によります。以上で説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 趣旨説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（徳永 正道君） これから発議第3号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

日程第12 発議第4号

◎議長（徳永 正道君） 日程第12、発議第4号、あさぎり町議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。本案について提出者の趣旨説明を求めます。小見田議会活性化特別委員会委員長。

◎議会活性化特別委員長（小見田 和行君） 発議第4号、令和2年3月11日、あさぎり町議会議長 徳永正道様。あさぎり町議会活性化特別委員会委員長 小見田和行。あさぎり町議会の議員の議員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。上記の議案を別紙のとおり会議規則第10条第3項の規定により提出いたします。提出理由の説明を行います。議長副議長、委員長及び議員が常任委員会、議会運営委員会または特別委員会に出席したときの費用弁償の支給をするため、本条例の一部を改正する必要があります。3ページをお開きください。あさぎり町議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例新旧対照表にて説明いたします。第6条の費用弁償につきまして、第2項に議長等が常任委員会、議会運営委員会または特別委員会に出席したときは、費用弁償として1日につき1,100円を支給するものです。2ページをお開きください。下段の附則についてですが、この条例は令和2年5月1日から施行するものです。以上で説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 趣旨説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから発議第4号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

◎議長(徳永 正道君) 起立多数です。したがって、発議第4号は、原案のとおり可決されました。

日程第13 発議第5号

◎議長(徳永 正道君) 日程第13、発議第5号、国民健康保険財政への国庫負担割合をふやすことを求める意見書についてを議題とします。本案について提出者の趣旨説明を求めます。奥田厚生常任委員会委員長。

◎厚生常任委員長(奥田 公人君) 日程第13、発議第5号、国民健康保険財政への国庫負担割合をふやすことを求める陳情書について、発議します。発議第5号、令和2年3月11日、あさぎり町議会議長 徳永正道様。提出者、あさぎり町議会厚生常任委員会委員長 奥田公人。国民健康保険財政への国庫負担をふやすことを求める陳情書について、上記の議案を別紙のとおり会議規則第10条第3項の規定により提出します。提出理由。高過ぎる保険料税抜本的に解決し、だれもが安心して医療が受けられるよう、改善するため、国民健康保険財政全体への国庫負担割合をふやすことを求めるため、以上につきまして、議会として採択いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長(徳永 正道君) 趣旨説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 討論なしと認めます。これで討論を終わりますこれから発議第5号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

◎議長(徳永 正道君) 起立多数です。したがって発議第5号は原案のとおり可決されました。

◎議長(徳永 正道君) ここで休憩をいたします。午後は、13時30分からです。

休憩 午前11時54分

再開 午後 1時30分

◎議長(徳永 正道君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第14 発議第6号

◎議長(徳永 正道君) 日程第14、発議第6号、町有地払い下げ及び補助金の支出等に関する調査特別委員会の報告についてを議題といたします。委員長の報告を求めます。小見田町有地払い下げ及び補助金の支出等に関する調査特別委員会委員長。

◎議員(12番 小見田 和行君) 発議第6号、あさぎり町議会議長徳永正道様。町有地払い下げ及び補助金の支出等に関する調査特別委員会委員長小見田和行。委員会調査報告書。本委員会に付託された地方自治法第100条調査について、調査の結果を別紙のとおり決定したから会議規則第73条の規定により報告します。別紙1、調査の趣旨、平成30年度食品加工会社の新築に係る町有地払い下げ及び補助金の支出及び平成30年度から令和元年度幼稚園新築工事に係る補助金の支出がなされているが、それぞれの事業にあさぎり町議会議員が介入したのではないかとの世論があり、特別委員会を設置し、町有地払い下げや補助金の

支出が適正に行われたのか。また、あさぎり町議会議員の介入があったのかの疑惑を解明し、町政及び議会に対する町民の信頼を回復する必要がある。2調査委員会の設置、設置決議、町有地払い下げ及び補助金の支出の調査に関する決議、2委員会の定数6名、3委員長、副委員長、委員の氏名、委員長小見田和行、副委員長加賀山瑞美津子、委員、溝口峰男、豊永喜一、小出高明、久保尚人、3調査事項。1平成30年度食品加工会社の新築にかかる町有地払い下げ及び補助金の支出等に関する事項。2平成30年度から令和元年度幼稚園新築工事に係る補助金の支出等に関する事項。4委員会の開催状況、令和元年6月14日から令和2年3月9日まで20回を開会しております。5証人参考人説明員の出席等の概要。第3回令和元年7月23日、説明員総務課長、商工観光課長、生活福祉課長及び生活福祉課主幹、商工観光課主幹。第4回令和元年8月19日、証人。商工観光課長、商工観光課主幹、生活福祉課課長、生活福祉課主幹。第6回令和元年10月11日、証人生活福祉課長、生活福祉課主幹。第7回令和元年10月21日、証人、生活福祉課課長、生活福祉課主幹。第8回令和元年11月1日、証人、A幼稚園理事長。第9回令和元年11月11日、証人、建築設計士事務所、代表取締役C氏第10回令和元年11月25日、A幼稚園園長、証人、商工観光課課長、商工観光課主幹。第11回令和元年12月23日、あさぎり町内3設計事務所、第12回令和2年1月10日、証人、商工観光課長、商工観光課主幹。第13回証人、H食品加工会社I氏、第14回令和2年1月31日、説明員、商工観光課課長。第15回令和2年2月4日、証人、H食品加工会社、代表取締役I氏、第16回令和2年2月25日、商工観光課課長。第17回令和2年2月27日、説明員、商工観光課課長。第18回証人、H食品加工会社代表取締役I氏、記録、資料の提出、第2回会議時提出要求分、1議会事務局が保管している。H食品加工会社加工場用地に関する建設経済常任委員会及び全員協議会の議事録、A幼稚園新築工事に関する厚生常任委員会及び全員協議会の議事録、H食品加工会社加工場用地及び幼稚園に関する議案が議題となったときの議会運営委員会議事録、記録がある場合に限る。2生活福祉課が保管しているA幼稚園新築工事に係る経過資料、A幼稚園新築工事に対する町の補助金の支出根拠及び条例規則、3商工観光課が保管しているH食品加工会社加工場新築工事に係る経過資料及びその補助金の支出根拠及び条例規則、4総務課が保管しているH食品加工会社が取得した加工場用地の不動産鑑定結果資料、第4回提出要求分、1生活福祉課が保管しているA幼稚園新築工事に係る入札の開札調書資料、追加補正分の工事内容にかかわる資料、平成28年9月28日以前における幼稚園から町への新築の当初要望資料、A幼稚園の役職員の名簿、就任年月日記載の資料、2商工観光課が保管しているH食品加工会社の土地の購入に係る経過資料及び平成30年3月1日以前における産業用地分譲条例の制定に至った経緯についての資料、第5回時提出要求分、1生活福祉課が保管しているA幼稚園新築工事に係る設計書関係一式、会計検査上必要な書類、第7回会議時提出要求分、1生活福祉課が保管しているA幼稚園新築工事に係る一連の流れのわかる時系列の資料、第8回会議時提出要求分、1A幼稚園が所有する幼稚園新築工事に係る理事会での議事録写し、第9回会議時提出要求分、A幼稚園設計業者が所有する幼稚園工事入札時業者が示した図面の配付一覧表及び会議に要求した入札に関する図面一式、これは郵送で送られております。第10回会議時提出要求分、1商工観光課が保管している産業用地分譲について、H食品加工会社に決定した経緯がわかる時系列の資料、2あさぎり町産業活性化協議会幹事会で審議された内容がわかる一連の資料、第12回会議時提出分、1商工観光課が保管している近隣自治体の立地補助等一覧表、第13回会議時提出要求分、H食品加工会社が保管しているあさぎり町産業用地企業振興補助金の経理を証明できる書類一式、第15回会議時提出要求分、1商工観光課によるあさぎり町産業用地企業振興補助金実施要綱において補助の対象に土地が含まれることを証する根拠資料、第16回会議時提出要求分、1産業用地企業振興補助金に係る追加資料、公印の押印がある書類関係、7調査の内容と結果及び問題点、第2回調査特別委員会6月20日、100条調査委員会設置について改めて質問する委員あり。百条委員会調査についての委員会の認識に違いがあったので協議の上調整

する。前議長、議長、前副議長の面会受付簿については現在まで設けていない。調査資料の請求について協議し、総務課、商工観光課、生活福祉課より説明を受け、後日詳しく質問することとした。第3回調査特別委員会7月23日、1不動産鑑定士における鑑定評価額決定に係る経過説明。総務課長より説明、加工場の敷地売却、不動産鑑定者は株式会社九州不動産鑑定所、発行日は平成30年3月20日、所在は球磨郡あさぎり町上に、上西字大島187番地1ほか2室計算払地目は宅地で鑑定公募上は雑種地である。数量は5,963㎡、鑑定評価額は総額1,730万円であり、1平方メートル当たり単価は2,900円と鑑定がなされている。対象不動産の種別及び累計については、種別を工業用地とし類型は更地とするものである。この鑑定評価の依頼目的等については、町からの売買の参考にするための依頼、依頼書以外の提出についてはすべてなしということで仕様を定めている。対象確定条件については、対象地上に建物等の定置物がない。かつ使用収益を制約する権利の付着していない更地としての評価である。次に地域要因または個別的要因についての想定上の条件は、この評価時点では対象地上に一部石、砂利が堆積している部分があり、しかしながら町により除去される予定であり、価格時点においては、石、砂利を除去されたものとして評価をしているものである。2加工場新築工事に係る経過資料について、加工場に対する補助金の支出根拠及び条例規則について、商工観光課課長、担当者より説明。産業用地分譲の経緯について、平成30年3月14日、あさぎり町公有財産利活用審議会へ産業用地分譲及び用地指定について諮問。平成30年3月15日答申書において了承された。平成30年3月21日、あさぎり町産業用地分譲条例を、町のホームページに掲載。平成30年4月6日H食品加工会社より産業用地入居申請書提出。平成30年4月12日あさぎり町公有財産利活用審議会産業用地売却の適否について諮問。平成30年4月18日あさぎり町公有財産利活用審議会より適当との答申を受ける。平成30年4月19日H食品加工会社産業用地入居企業承認適否通知書を適として送付した。平成30年4月19日あさぎり町産業用地分譲に係る土地売買契約の締結、平成30年4月24日H食品加工会社より契約保証金173万円納入される。平成30年5月23日契約保証金を差し引いた代金1,557万円納入される。平成30年6月21日所有権移転登記完了。4幼稚園新築工事に係る経過資料について、5幼稚園新築工事に対する町の補助金の支出根拠及び条例規則について、生活福祉課課長、担当主幹より説明を受ける。説明を受け追加資料の要求があったもの、幼稚園の工事に係る入札調書、2加工場についても、新築工事に係る入札状況の資料、提出された経過資料の期日より以前に担当課に相談等があったならそれに関する資料、4幼稚園の新築工事に係る予定価格は、設定された根拠となる仕様書、設計等に係る資料、第4回これより証人喚問に入りますので、丸印は質問、黒ポツは証言になっております。第4回調査特別委員会8月19日町有地払い下げによる加工場新築工事について追加資料の説明。商工観光課職員に対し証人喚問を行う。提出書類に対して質疑を実施する。商工観光課の追加資料、経過資料明記以前に担当課に相談があったのか。平成29年5月H食品加工会社社長I氏が来庁。使用中の岡原給食センターの老朽化、雨漏り等で旧深田中学校体育館売却または借用の相談をされた。平成30年1月に県の地域経済牽引事業計画を申請したので、会社の移転先を探しているということで、あさぎり町での遊休地紹介の相談に来庁された。平成30年3月1日総務文教、建設経済常任委員会合同会議において、前町長から土地の売却は本来競争入札をすべきだが、土地を有効に使いたいという方に優先して譲渡できないか内部で検討していきたいという説明があった。条例規約の見直しが必要だが、条例規則等の変更等についてはどのような協議の経過があるのか。課長は、商工観光課内で検討し、町長、副町長に提案した。条例作成については先進地事例等を参考にした。町有財産の土地の売却は原則的には一般競争入札である。一般競争入札であるのに、今回は随意契約となっているが、今回は企業を誘致する目的に特化した条例であり、希望される企業を優先的にスピード感を持って進めていく意味合いで設定されたものである。売買価格も不動産鑑定額というふうとうたってある。契約上は随意契約となる。地方自治法施行令の167条の26項、建物工事については県か

ら一般競争入札あるいは指名競争入札の指導があっているがどちらを採用されたのか。指名競争入札をされている。2 幼稚園新築工事に対する町の補助金支出について追加資料の説明。生活福祉課職員に対して証人喚問を行う。提出書類に対して質疑幼稚園の新築工事に係る入札調書について。平成30年11月30日入札不落を受けて、予定価格を見直されているが、あさぎり町保育所等整備事業費補助金交付要綱第7条状況報告において、変更についての報告義務は幼稚園には求めているのか。一応補助金の追加がないということで、そこまでは報告を求めている。第2回の入札は平成30年12月26日、役場本庁舎2階大会議室で、A幼稚園理事長。園長出席のもと実施。予定価格は1億6,740万円、最低制限価格は1億5,066万円となっている。光進建設が1億6,308万で入札、宮原建設が1億6,740万で入札、他の5社は辞退届が出ており2社で入札が実施され、光進建設が落札された。提出された経過資料の平成28年9月28日以前に、A幼稚園から町へどのような相談、要望があったのか。平成26年8月20日施設整備に関する要望が口頭で理事よりあった。内容としては、今の園舎で認定こども園に移行できるか、園舎を今の運動場につくりたい。園児60人規模で建てかえたい。同時の所管は福祉課であり、要望に対して過大な施設整備はできないと答えている。運営費の補助、担当課も教育課から福祉課に変更になったのを経て、平成27年4月1日幼稚園から幼稚園型認定こども園に移行され、新制度移行後は園児もふえ、補助金、運営費も増加したため、園舎の建てかえという希望に向かって動き出したことだった。

○議員(4番 加賀山 瑞津子さん) 第5回調査特別委員会、令和元年9月6日1 幼稚園新築工事に対する町の補助金支出調査に関する今後の進め方について、調査項目が2件あり、併用調査では進行に混乱を来しかねないので、まずは1 幼稚園新築工事に係る補助金の支出等に関する事故から進め、めどがついてから2 食品加工会社の新築工事に係る町有地払い下げ及び補助金の支出等に関する事項の調査を実施することとした。今後の進め方として、承認を誘致する以前に、一応全体を把握するための準備として補助金関連の書類一切の提出と説明を受けることとした。第6回調査特別委員会、令和元年10月11日、1 幼稚園新築工事に係る町の補助金支出等に関する調査、国からの補助金内示がある。以前の設計見積書は、担当課が承知、保管しているのか。A幼稚園が実施主体ということなので、A幼稚園で設計見積もりを出され担当課としては金額を聞いただけであった。内示がないと実施設計に進まれないので、実績に積算されたのは内示後、平成30年9月からとなっている。県との協議するのに、A幼稚園と担当と県庁へ同行した際、根拠資料は必要なかったのか。設計書は持っていらず、園から出された金額をもとに、担当課で試算して補助金の額を県と協議した。概算の中で話を進めるしかなかった。担当課より訂正の申し出。平成29年10月27日に合計が1億5,008万7,600円となる簡単な図面と、1枚紙の見積書を園からもらっていたとして以前の証言を訂正した。また、ほかの資料についても考察が必要との見解を示した。今後は調査を円滑に進めるために、時系列に概要表を作成することを担当課長より提案した。第7回調査特別委員会、令和元年10月21日、午前9時から11時まで事前協議会を行い、生活福祉課担当主幹より説明。幼稚園新築工事に関する町の補助金支出関連資料、会計検査対象資料について詳しく説明を受け、資料を確認を行った。1 幼稚園新築工事に係る町の補助金支出等に関する調査について、園の将来10年間の収支計算の予定額について質問。前町長との協議の中で、多額の投資について心配された記述があるが、担当課はどのように判断したか。民間の金融機関の審査をクリアしているということの前町長に報告した。午前中の審議会の時系列に基づいた説明について、会議録に残すためにも再度要点のみ説明と質疑を行う。平成30年11月30日の第1回入札不落となったが、適正な設計図面は提示されたのか。書類も確認していないので答えようがない。議会議員からの要望働きかけはあったか。生活福祉課長、生活福祉課主幹、ともに否定した。第8回調査特別委員会、令和元年11月1日1 幼稚園新築工事に係る町の補助金支出等に関する調査について、A幼稚園B理事長への証人喚問、幼稚園の監事に2名のあさぎり町議会議員が監事に在籍しているが、就任要請の理由はお

寺の門戸とのこと。平成30年11月30日、第1回入札されるに当たって、理事、監事、評議員に説明は出されたか。特別な説明はしなかったように思う。第1回入札時の指名業者は5社。業者選択基準はどのようなものか。幼稚園、保育園建設の実績、経験を念頭に置き、町内の業者をはじめに選定し、また業者のほうからも入札に加えてほしいとの申し出もあった。入札に関して、指名業者に対してどのような資料を添付されたか。理事長は確認していない。すべて設計事務所任せとのこと。園の建設に向けて監事である議員からは、業者のあっせん等はなかったか。私の知る限り、全然そういうことはなかった。平成30年11月30日の入札不落を受けて、予定価格も増額され、法人の負担額も負担増も予想されたが、理事会等に諮ってこれらの変更はなされたのか。新築工事の計画をしたとき、理事長、園長、建設業者との間で進めてもらうように承諾を得ていたので、会議を開いて承諾を得る手続はしていなかったと思う。園長と理事長に一任されていた。設計業者選定根拠は、地元の業者という選択肢はなかったのか。また、どなたからの紹介があったか。保育園幼稚園の実績のあることが大前提であったため、理事長がインターネットで県内外を問わず調べて、実績のある福岡の設計事務所から来ていただき、説明を聞いた上で園長と2人で頼むことを決定した。第9回調査特別委員会、令和元年11月11日、1A幼稚園新築工事に係る町の補助金支出等に関する調査、工事入札に関する資料の調査について、建設設計事務所代表取締役C設計士への証人喚問、平成30年11月30日、第1回目の入札の際、どのような資料を指名業者には添付されたか。民間の事業なので金抜き明細書は添付していない。図面をもとに積算してもらうことで、入札を執行した。あさぎり町保育所等整備事業費補助金交付要綱において、町が行う契約手続の取り扱いに準拠しなければならないとなっているが、それに対する認識は、担当課に伺いを立てて決めているので、業者としては準じていると思っている。一般的に補助要綱に公共工事に準ずるということで、金抜き明細書の添付がなされているが、それに対する見解はまちまちである現状だということか。あくまでも参考数量等という認識である。指名業者の選定のかかわりは、指名登録業者リストから園と協議後、役場担当課に伺いを立てて示した。2回目の入札が平成30年12月26日に実施されたが、仕様書なるものが別途添付されたのか。2回目においても仕様の変更を行い、予定価格も変更して、1回目と同様な形で入札を履行した。7社中5社が辞退されているがその理由はどうとらえているか。コストが合わないと聞いている。工期が短いということも一部あったと思う。法人幼稚園の理事、監事、評議員との接触、協議はなされたことはないか。あった記憶はない。第10回調査特別委員会、令和元年11月25日、1A幼稚園新築工事に係る町の補助金支出等に関する調査、A幼稚園D園長に対する証人喚問。入札に関して、どれぐらいの情報をお持ちだったか。入札心得、要綱等詳しいところは余りよくわからない、よく知らない。詳しいことは設計士に任せていた。1回目の入札不落を受けて、理事長園長設計業者三者で協議をされているが、その内容は。入札に参加する業者の数、価格を上げること。あと持ち出しが増えるので金策に頭を使った。金額を変更しようとするとき、評議員会等に諮られたか。金額が上がることには諮っていないが、平成30年度の5月の評議員会理事会で承認いただいていると思っていた。監事として議員が就任されているが、建設に関して関与されたことはあるか。かかわりは特にないと思う。全くないと思う。2町有地払い下げによる加工場新築工事の追加資料について、商工観光課職員への証人喚問。産業用地分譲について、H食品加工会社に決定した経緯がわかる時系列の資料の説明を受けた。H食品加工会社が熊本県から地域経済牽引事業計画が承認され、熊本県地域未来投資促進事業補助金の交付決定が行われた。町としてもバックアップしていく必要があると思った。あさぎり町産業活性化協議会幹事会で審議された内容がわかる一連の資料について説明を受けた。平成30年5月15日、幹事会20名中14名の出席で企業立地促進事業費補助金、当時の名称について説明、所在地や事務内容に質問等があるものの承認された。幹事会幹部会ともに議事録は取られていない。幹事会幹部会で何らかの議論はなかったのか。該当する企業について質問があったが、補助金を受ける適否を決めるのではなく、この補助金を基金活用してよ

ろしいかということを決める会ということで議論を修正してもらった記憶がある。特別委員会での協議、令和元年12月3日、建設業社より届いた図面97枚の考察の結果、入札関係書類として入札書作成に向け、工事費積算可能かを建設課担当者に専門的見地より判断を仰いだ。その結果、この図面で積算可能であり町も県も同様の図面から積算しているとの答えであった。参考資料として金抜き設計書を添付することもあるとの説明であった。第11回調査特別委員会、令和元年12月23日、1幼稚園新築工事に係る町の補助金支出等に関する調査について、町内の3建築設計事務所代表者の参考人質問。あさぎり町保育所整備事業費補助金交付要綱第6条第10項、事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど、町が行う契約手続の取り扱いに準拠しなければならないがある。幼稚園新築工事に係る入札に提出された図面97枚が工事費積算可能か否かに焦点が集まった。町が行う入札の設計図書に準じているのかを地元の三者設計士に意見を伺った。あさぎり町工事等入札心得にも仕様書、図面、契約、約款とある。三者とも参考数量と金抜き設計書はつけている。第12回調査特別委員会、令和2年1月10日、町有地払い下げによる加工場新築工事について、商工観光課長、商工観光課主幹。近隣自治体の企業支援についての補助金一覧について担当主幹より説明を受けた。加工場への補助金は、平成30年9月26日、上限2,000万円を概算払として支出した。補助要綱においては、補助金交付は原則事業完了後となっている中、あさぎり町補助金交付規則により概算払がなされたと思うが、工事に着工前に全額支出されたことは条例規則等に沿った新しい支出のあり方か。概算払で支給した事業後、事業終了後に精算する形で進めた。対象企業の経営状況を示す貸借対照表、損益計算書は、公有財産利活用審議会には示して審議されているが、議会には全協、常任委員会ともにそれらは示されないまま採決した。振興補助要綱は、担当課内で先進地の例を参考に作成したとのことだが、その先進地はどこなのか。かなりの数の県下閲覧だったので、どこの市町村だったかは記憶にない。第13回調査特別委員会令和2年1月20日、町有地払い下げによる加工場の新築工事について、H食品加工会社代表取締役I氏への証人喚問、工業用地として町有地を購入されているが、資金の調達は自己資金なのか。自己資金及び金融機関である。工場建設それから附帯設備も全部指名競争入札で行った。建設会社6社設備会社は3社であった。9月26日、概算金2,000万円が町から支払われている。その用途は、建設費にほとんど充てた。概算払いの請求理由は、事業を遂行するための経費と書いてあるが、担当課からは用途についての質問指導はなかったのか。また、振興補助金実施要綱の中身の説明はなかったのか。いや、なかった記憶にない。要綱18条に補助金の経理を明らかにした書類を整理し、5年間保存の義務が果たされているのか。経理を担当している社員に任せている。後日、補助金の経理を明らかにした書類を持参してもらい、説明を再度願えるか。はいと答えられた。第14回調査特別委員会令和2年1月31日、1町有地払い下げ等による加工場新築工事について、説明員商工観光課長。2月4日予定の第15回委員会、H食品加工会社I氏に向けての事前協議会として開会、提出された建設会社の請求書の金額に誤りを発見、合計8,300万円が明細は830万円となっている。会社印あり。後で修正し再提出された。第13回H食品加工会社、I氏証人喚問をしたとき、要綱の説明は担当課からはあったかどうか記憶にないとのことであったが、その点の説明指導がなされたのか。説明していると思う。補助金2,000万が補助金の交付の対象に充てられたのか。補助対象経費として、用地費、建物の建築費、そして設備。あくまでも対象にされた建築費を補助対象と。ただ、うちの判断としては、土地代を含めたところを補助対象と認めている。ちなみに、企業振興補助実施要綱において第4条補助金の交付の対象は、1建築物の建設に要する経費、2機械設備と償却資産の取得、等に要する経費となっている。県下における類似条例要綱においては、土地、建物、有形償却資産と明示してある自治体が多い。補助金2,000万円の入金出金のわかる証拠書類に通帳もあるが、指定口座が企業が通常事業活動に使う口座なので、プライベートな点もあり、黒塗りを施す必要もあり、解明しづらい、国県の補助事業等で指定される無利息型通帳等での入金出金管理は指導されなかったの

か。町単独の補助事業でそこまでは求めておらず、今回もその例にならなかった。第15回調査特別委員会、令和2年2月4日、あさぎり町産業用地企業振興補助金の経理等について、H食品加工会社I氏への証人喚問。以前、第13回委員会において補助金2,000万円の経理について証人本人も記憶があいまいだということだったので、このことに対し事務方に経緯を確認して第15回委員会に臨むことになっていた。冒頭、証人より第13回委員会において記憶が定かでない部分があったことで、非常にあいまいな答えを述べたことに対し深くお詫びを申し上げたいとの発言があった。事務方に詳しく聞かれて本日臨んでもらっているが、どのようなことが判明したのか。帰って資料を見たら、土地代、土地購入代金がそれもあるというふうに書いてあった。役場に聞いたらそうですということだったので、その分は先に払っていますので、1,730万円は、さきの払ったものに補充し、残りは前渡金に支払い、前渡金の支払いに充てた。補助金の経理を明らかにした書類の保存について、担当課からの説明指導はなかったか。記憶にない、よく覚えてない。保存書類の保存はなされているのか。通帳が商売用と一緒になので、その通帳には個人情報なり企業秘密だったり混在するので今回は持ってきていない。無利息型通帳をつくり、収支がわかるようにして欲しい旨の指導が欲しかった。土地代金は、自己資金と借入れであったと言われているが、補助金2,000万円のうち1,730万円は、土地代に補充したと言われるが、借入したんだったらそれを償還したのではないか。詳しくは覚えていないが、自分たちの資金の一部というふうに考えている。国、県の補助金に関しては、保存資料等の指示もあって保存している。県の会計検査は終わっている。要綱にある構築物の建設等に土地が含まれるか。弁護士等に専門的意見を聞くべきとの委員間での合意あり。準備を進めることとした。第16回調査特別委員会、令和2年2月25日、1 あさぎり町産業用地企業振興補助金実施要綱における土地購入代金の取り扱いについて、町の顧問弁護士の見解。説明員、商工観光課課長。令和2年2月14日に、町の顧問弁護士に担当課長と議会事務局長2名で接見し、要綱における交付対象経費に用地取得等取得費を含むとの説明に問題はないかを伺った。弁護士は要綱見る限り、土地取得費を含むとの判断はしばらくは明らかであり、土地取得費を明記して改定することが望ましいが、等の解釈で読めないこともないので、要綱に反しているとの断定はできないとの見解であった。5年間保存義務がある補助金の経理を明らかにする処理に関する課長の見解は、担当課としては例えば補助申請があつて町から交付決定を行って事業が始まり、竣工届、実績報告書、完了届が出てくる。そういう行政とのやりとりの文書と判断していた。帳簿内容とかいったものに関しては頭になかった。第17回調査特別委員会、令和2年2月27日、1、あさぎり町産業用地企業振興補助金に係る追加資料について、説明員、商工観光課課長。以前説明用資料に公印が座っていなかったもので、公印のすわったものと差しかえて提出をもらう。土地代に充てたという根拠たる書類の保存はなかったのか。そういった帳簿関係の確認はできなかった。また、担当課として、補助金の申請、交付決定通知、そして実績報告、そういった書類で判断しており、書類に不備はなかった。第18回調査特別委員会、令和2年3月2日、1 町有地払い下げによる加工場新築工事に係るあさぎり町産業用地企業振興補助金について、H食品加工会社I氏への証人喚問、第15回委員会におけるH食品加工会社I氏に置いて、帰っている資料見たら、それらは先に支払った土地購入代金にそれもあるというふうに書いてあったので、それを役場のほうにお尋ねしたらそうですと証言されたことで、委員会委員からその書類を持参し、説明を依頼しての今回の証人喚問であった。書類に書いてあったというのは私の勘違いであったのかもしれないが、補助金の交付の対象に等と書いてあるので、産業用地の前払い金も充てられるかを役場に訪ねて、等という文字に土地代も含まれることを担当課に確認した。等と書いてある資料は持参していない。保存はしている。振興補助金が決定する前に、あさぎり町議会議長室に訪れられているが、どのような要件で議長副議長に面会されたのか。産業用地の件の話だったかなあと思うが、余り内容については覚えてないが、私の性格上議員介入ということはさらさらない。第19回調査特別委員会、令和2年3月6日及び第20回調査特別委員

会、令和2年3月9日、町有地払い下げ補助金の支出に関する調査特別委員会審査報告書案について協議を行った。では、委員会の判断、8番を行います。1平成30年度食品加工会社の新築に係る町有地払い下げ及び補助金の支出等に関する事項。1あさぎり町産業用地分譲条例第4条入居資格要件における2工場または事業所の建設並びに経営に必要な資力及び信用を有する企業であること及び3土地売買代金を、確実に支払う能力のある企業であることをより明確に改めるべきではないか。2あさぎり町産業用地振興補助金実施要綱における第4条補助金の交付対象において等の解釈が対象物が不明瞭なので、他自治体類似要綱等になって土地、建物、機械のように明記する必要があるのではないか。3補助金の概算払が事業遂行に当たり、経費等の支出が発生するためとの理由に対し、工事着手以前に全額支払いされたことが適切だったのか疑問が残った。4補助金実施要綱第18条書類の整備については、補助金の経緯を明らかにした書類を整理し、5年間の保存義務が課せられている。町が交付した2,000万円に特化した経緯の資料には、担当課等特別委員会との認識に違いがあり、より明快な資料の提出と説明にかけたのではないか。5保存すべき資料を明らかにする書類を補助実施要綱第16条立入検査等で帳簿、書類を検査し、関係者に質問すべきであるとの見解もあった。6商工観光課長及び商工観光課主幹は、議員の介入はなかったと証言したか、加工品会社の代表は議員介入はなかったと証言されたが、補助金決定前に議会議長室にて当時の議長と副議長に面会したとの本人からの証言があり、疑念がすべて払拭されたわけではないという意見もあった。2平成30年度から令和元年度幼稚園新築工事に係る補助金の支出等に関する事項。1中球磨幼稚園の建設においては、福岡の設計士に97枚の図面リストにより工事費積算を求められた入札であった。あさぎり町保育所等整備事業費補助金交付要綱第6条交付の条件の10項において、事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付すなど町が行う契約手続の取り扱いに準拠しなければならないとある。あさぎり町工事等入札心得を遵守する上で、指名業者に対し、近隣自治体、あさぎり町の入札に準じて金抜き設計書等の参考資料も添付すべきではなかったろうか。他県の設計業者との地域的認識の違いは、担当課側からの指導も必要ではなかったのか。A幼稚園、理事長、園長、設計士及び生活福祉課長、生活福祉課主幹はすべての議員の介入はなかったと証言した。9番、調査事項に対する改善意見であります。1平成30年度食品加工会社の新築に係る町有地払い下げ及び補助金の支出等に関する事項。1あさぎり町産業用地企業振興補助金実施要綱第4条補助金交付の対象の改正2あさぎり町産業用地分譲条例第4条入居資格要件2及び3の検討改正、3補助金の経理区分を明確にすること。4議長副議長の面談のため、来客者対応については、議会事務局に備え受け付けを記載するなど透明性を図ること。2平成30年度、令和元年度幼稚園新築工事に係る補助金の支出等に関する事項。1あさぎり町保育所等整備事業補助金交付要綱第6条交付の条件、第10項の担当課からの指導の徹底を求めたい。3議会は議案等の調査及び審査をより詳細にかつ専門的に行う必要がある。10調査経費費用弁償支出額3万5,160円。(1,100円×8回、+2万6,360円です。普通旅費支出額1,100円。1,100円×1回、合計3万6,260円。以上で委員会調査報告を終わります。

◎議長(徳永 正道君) 第2項の規定によって少数意見報告書が提出されています。少数意見の報告を求めます。14番、溝口議員。

○議員(14番 溝口 峰男君) 報告する前に字句の挿入と訂正をお願いいたしますが、まず1ページの1、中ほどですが、議案番号を発議第6号にお願いいたします。そしてその行の委員会報告。についてを挿入いただきたいと思います。それから2ページですが、下から4行目にかぎ括弧がございしますが、これを削除して疑いに訂正いただきたいと思います。それでは、報告いたします。令和2年3月11日、あさぎり町議会議長徳永正道様。少数意見報告書。町有地払い下げ及び補助金の支出等に関する調査特別委員会委員、溝口峰男。町有地払い下げ及び補助金の支出等に関する調査特別委員会において、会議規則第72条第2項の規定による。少数意見を留保したので報告をいたします。1発議第6号、件名、町有地払い下げ及び補助金の

支出等に関する調査特別委員会報告について。2意見の趣旨、1あさぎり町産業用地分譲条例及びあさぎり町産業用地企業振興補助実施要綱の内容は議会に説明され可決承認したものであります。第13回特別委員会で、A氏は補助金の2,000万円は、概算払理由事業遂行ににあたり、経費等の支出が発生するためにあるように、工事をするための諸費用と工事の着手金、工場建設費8,300万円余り、平成30年11月29日、12月28日に振り込みに充てたと証言しましたが、補助金の概算払日平成30年9月26日から工事着手金の支払いまでの2カ月余りの間の用途を問われると明快な証言はありませんでした。第14回特別委員会で商工観光課長は、補助金対象経費に分譲した土地代を含むと補助金概算払時にA氏に説明したと証言しました。第15回特別委員会でA氏は前回（第13回）の証言内容を覆し補助金を土地代1,730万円に充てたと証言したのです。しかし、土地代に充てたとする資料の提示は示されませんでした。このことから要綱に定められた補助対象経費、1構築物の建設等に要する経費、2機械、設備等償却資産の取得等に要する経費に使用されたのが疑われる結果の、疑われる結果となっています。条例要綱を読み解くとき土地代を含むとは考えられる。このような重要な判断を当時の町長、副町長と協議をしたとする証拠もなく、商工観光課長が独断で補助実施要綱を変更する職責にあったのか検証する必要があります。2A氏が経営する会社は株式会社法人でありますから、町の補助金のすべてについて資料は保存はなされていると思料されます。しかし、委員会から要求した補助金の経費を明らかにする資料の提出については、補助金が振り込まれた通帳に自社の経営に関する入手金があるとの拒否理由からすべて拒否されました。商工観光課長に委員会から経営に関する部分を除いて資料提出要求をしましたが、完了届に添付してある建設業者に振り込んだ受付書がすべてであると証言しました。しかし、A氏は土地代に充てたと証言し、商工観光課長は、建設業者に振り込んだ受付書がすべてであると証言しています。なぜ補助金の用途について2人の証言が異なるのか甚だ疑問であります。このことから、委員会に補助金の用途に関する資料が提出できない理由がほかにあるのではないかと疑念が残ることになりました。3補助金交付確定通知書の認定の条件、あさぎり町産業用地企業振興補助実施要綱第15条から第18条の規定を遵守することとなっていますが、①②に述べた証言には偽証と受けとめられるものもあり、資料の提出拒否は正当な理由に当たらないと弁護士は述べました。町長は、委員長報告にもあるとおり、あさぎり町補助金等交付規則第22条及びあさぎり町産業用地企業振興補助実施要綱第16条で立入検査を行い、違反行為があった場合は、第17条を適用すべきであります。4特別委員会の調査の趣旨は、議会議員の介入があったのかどうか。疑惑を解明し町政及び議会に対する町民の信頼を回復する必要がある。このことが住民の大きな関心事でした。第18回調査特別委員会で、これまでA氏は三、四年前から今回の事業については直接役場と交渉し進めてきたので、議員とのかかわりは一切ないと証言してきました。しかし、委員長報告にもありますが、議長室で土地に関して協議をしたことを認め、ほかにも議員とのかかわりを示唆のものがあったことから、真実を明らかにするために委員会開催を再度求めましたが今議会も予定された会期が短縮され、委員会開催の日程がとれないということで議会議員とのかかわりを解明することはできませんでした。本来ならば特別委員会の調査の趣旨である議員の介入疑惑を払拭するための調査でもあったわけですが、結果としては疑いが晴れないままとなってしまいました。調査事項、5調査事項に対する改善意見。議長室における来訪者との面談等の改善については、委員長報告のとおりであります。ほかに、議会事務局は来訪者も議員も自由に出入りできる現状は御承知のとおりであります。来訪者の対応や議員の限られた人数の休憩、時には小人数の会議が1部屋の中で行われているのは議会だけであります。このようなことでは事務局職員も職務に専念できず、議員の個人情報も守られません。また、議員間の調和もままならず、議会運営はもとより町政にも影響が出てまいります。町長におかれては、議会事務局の執務室議員の控室、来訪者の応対室、会議室はしっかりと区別できるように整備し、議員活動がより以上に活発化する環境に改善を願います。以上5点であります。以上、少数意見を報告いたします。

◎議長（徳永 正道君） ここで10分間休憩をいたします。

●議会事務局長（大林 弘幸君） すいません、この後黙祷がありますので、2時44分までに御集合をお願いいたします。黙祷を行ってから、次の審議を行いたいと思います。御協力をお願いいたします。

休憩 午後2時30分

再開 午後2時44分

◎議長（徳永 正道君） ただいまから東日本大震災により犠牲になられた方々の御冥福をお祈りいたしまして、1分間の黙祷を行います。防災ラジオの合図でお願いをいたします。

（午後2時46分から、1分間の黙祷）

●議会事務局長（大林 弘幸君） 着席ください。

◎議長（徳永 正道君） 審議を再開します。報告が終わりましたので、これから質疑を行います。まず先に委員長に対して質疑を行います。委員長報告に対する質疑は、審査の経過と結果に対する疑義にとどめていただくよう御配慮をお願いします。質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。次に、少数意見報告書提出者の溝口議員に対して質疑を行います。質疑ありませんか。永井議員。

○議員（10番 永井 英治君） 1点お尋ねをいたします。溝口委員の少数意見ですね。これは会議規則の、少数意見の留保は委員会において少数が廃棄された意見といえますのはね。溝口委員の意見書。報告書はですね。私が解釈すれば、委員長の報告とほぼ同じと思うわけです。わざわざこれを少数意見として、少数意見の報告書として、出さんでもいいんじゃないかなと思っておりますが、いかがでございましょうか。

◎議長（徳永 正道君） 溝口議員。

○議員（14番 溝口 峰男君） この内容については文書で委員会にもお示しをして、今回の委員長報告については、合議制で、多数じゃなくして、合議制ですね、お互い意見を出し合って、委員長がまあく、納められた。ということで、この内容については、どうしてもやっぱりあの後々の問題にも、影響しないように、しっかりとやっぱり問題点を指摘しとったほうがいいんじゃないのかなということが、その思いがありましたんで、今回の①。それから、②。そして、この③と、そういうふうに重要なことについては、やっぱりあの少なくとも、記録に残して、後々ですね。二度とこういうことのないようにしていただきたいと、そういう思いがありましたもんですから、あえて少数意見とただあの少数意見と言っても、委員会では、賛成者がいないと、少数意見の留保はできませんでしたので、そこは、御理解いただきたいと思えます。

◎議長（徳永 正道君） 永井議員。

○議員（10番 永井 英治君） もう一点だけ。私と溝口委員の見解の相違ということですかねじゃあ。私もですね1番から5番まで、少数意見の報告がありますよね。これをやっぱりざっと読んでみましたけれども、これとこれが当てはまるとこういけば、大体、委員会の報告に当てはまるような、私の考えは、そうでありました。見解の相違と言えばそれだけ終わりますけれども、いかがですか。

◎議長（徳永 正道君） 溝口議員。

○議員（14番 溝口 峰男君） すいません。委員会の中で、意見は、意見書の中には、こういう意見もあったってということで、とめられております。はい。そこをやっぱりしっかりとあつたってということでなくし

て、こういう事実をやっぱり明確にしておきたいという思いがありました。

◎議長（徳永 正道君） ほかに、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。久保田議員。ちょっとすいません。

○議員（15番 久保田 久男君） 溝口議員のですね、この少数意見報告書の中に、3番に、資料の提出拒否は、拒否は正当な理由に当たらないと、弁護士は述べましたとありますね。これはあの少数意見にはですね私見述べていないとありますので、私はこの弁護士さんを誰をさしているのかわかりませんが、これはもうあなたの私見だと思います。それとですね、その後の4番のしかしから、今、議会も、予定された会期が短縮され、委員会開催日程がとれないということで、議会議員とのかかわりを解明することができませんとありますね。この会期がですね短縮されたのを理由にですね、解明されなかったというのは私はちょっとここを理解できませんが、20回もですね、約9カ月間にわたってですね。時間もかけ、私とすれば税金もかけ、やってこられたと思うんですよ。その中で、こういうそのもう今会議、今、3月議会にですね。最終報告をやりたい、やるというのは、委員長のほうからも、我々にも示しておられましたので、当然、この3月議会の始まる前ですね。もう、すべての何というですか調査を終わって、あるのが本当だろうと思うんですよ。ここでこのような、これを上げておられることもこれはあなたの私見だと思うんですよ。それについていかがでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 溝口議員。

○議員（14番 溝口 峰男君） あの、すいません。この内容は議事録にすべて掲載されております。弁護士についても、お2人、確認をしに行ったことも議事録に書いてある。と思います。そしてまた、今言われた、委員会の再度開催についても、これも議事録に残ってます。18回までは入ってませんが、19回の議事録には残ってると思いますが、大変重要な案件でしたので、あと1回開催していただければ、本人も一部ここには書いてませんがですね。本人も一部、認めた部分もありましたので、願いをした経緯がございます。しかしながら、今言われたように会期の問題が、ありましたのでこういう結果になりました。

◎議長（徳永 正道君） 久保田議員。

○議員（15番 久保田 久男君） 議事録に残っているからということですね、私たちにそう説明されても、理解できないわけですが、この、百条をですね、設置するに当たって、溝口議員は賛成、討論をされましたよね。我々は、怪文書だと。思っていたのがあなたは告発文と理解された。それで、百条を、に賛成されたと私は理解しているわけですが、だったらですね。告発文が出たとならですね、やっぱり町民のから出たということであるならば、告発の根拠、私はそのそこから調査がされるべきであったのではないかなど。しかも、要請書というのが出ましたよね。町民の方から、百条を設置して、調査してくれと。これも、結局百条設置に当たっての、委員長の設置する。提案の理由にもありました。それでですね私は、ここに数えておりませんが、一般町民の方を含め、役場担当職員も含めてですね、証人喚問されております。なぜ、その要望書なり出された代表なりの証人喚問がなされなかったのか。あんたが言われるその解明がまだ足らなかったってということならば、そこら辺も含めてですね。機会はあったんだろうと思うんですが、それが何でなされなかったのかとう含めてですね。あなたはどのようにお考えなのですか。

◎議長（徳永 正道君） 溝口委員。

○議員（14番 溝口 峰男君） はい。証人喚問を誰にするかということはもう委員会で決めることでありますので、私が一存で、それを決定するというにはできません。はい。ですから、その方を呼ぶという結論には至ってないということがまず第1点です。怪文書というちがうか告発文という根拠、それはそれぞれのとらえ方、だというふうには私は思います。それぞれ、怪文書ととらえる人もおったでしょうし、しかし、あるいはまた告発文というふうを受けとめた人たちもおる。その根拠はって言われても、それは、はい、そ

れぞれの考え方の違いだと私は思いますけれども。

◎議長（徳永 正道君） 久保田議員。

○議員（15番 久保田 久男君） 3回目ですかね。毎回の議事録のですね、ちょっと目を通した時にですね。あなたが一度でもですね。そういう提案をですね、委員会の中で発言されておればですね。そうすればわかりますよ、理解できますよ。証人についてもですよ。そこら辺の議事録には、私は、目にしていませんのですね。当然、合意を得るためには、だれかが提案しないことなんですね。あれだけ議事録を見て、あなたの発言がかなり多い、多かったと思うんですよ、各委員さんの中でも、私からすれば飛び抜けて多かったと思います。そういった主導権にして、委員会開かれてきたんですから、私はできない理由はなかったと思うんですよ。

◎議長（徳永 正道君） 溝口議員、

○議員（14番 溝口 峰男君） 要請書を提出した方の証人喚問ですか。それについては私は発言しません。ただどなたかが、発言はされました。はい。しかしながら、それはもう委員会で決定することですので、はい。

◎議長（徳永 正道君） ほかに。小出議員。

○議員（7番 小出 高明君） はい、7番小出です。私は特別委員の委員会の委員の1人ですが、先ほど小見田委員長のほうから報告があったように、6月14日から3月9日まで20回の委員会が開催されました。その委員会会議録を見てわかるように、先ほど久保田議員が言われたように、ほとんどがですね、溝口議員の意見、質問。委員会、そしてその次の委員会の進め方を持っていき方も、溝口議員が1番、そういうふうには発言をして持っていったと思うんです。そして、3月定例に間に合うように、その委員会でも、一応、判断、委員会の判断また改善意見をみんなですね、統一した意見ということで、我々も折れて、そういうところに持っていたわけですよ。で、今回ですね、こういった少数意見ば。出されると私は本当、正直あいた口がふさがらんやったですよ。そんな時は、先ほど、③ですね、弁護士に個人的にいったことを書いてありますが、委員会では、公正、公平公正ということで、委員会の判断ではできないので、町の顧問弁護士に頼むということで決めて、それを個人的にこうしたのをここに書くというのはおかしかじやなかですかね。この書類というのはこれは、通帳の事やなかですかね。

◎議長（徳永 正道君） 溝口議員。

○議員（14番 溝口 峰男君） 委員会の運営のあり方進行のあり方は、もう最終的には、委員長が決定されることですから、私たちがとやかく言うべき問題ではないと思います。また、この書類については、当然、通帳、支出に関する経営経理を明らかにすることが要綱あるいは補助金規則等に定められておりますから、その分の提出をお願いしたいということを言ってきましたけれども、提出されなかったということ、ここに書いてある。そういうことです。

◎議長（徳永 正道君） 小出議員。

○議員（7番 小出 高明君） そのことは全国議長会に確認をとってあつですよ。通帳とかそういった拒否された場合には、それ以上求めることができないという確認まで取ってあつたですたい。

◎議長（徳永 正道君） 溝口委員。

○議員（14番 溝口 峰男君） それは、それぞれの取り方ですから、出てこなかった部分については、後はもう、立入調査をですね、執行部がしっかりやっただいて、その中で、明らかになれば、それでいいんじゃないでしょうか。補助金が適切に使われてるということが、その検査の中で出てくればですね。それで私はいいと、ただ確認ができなかったと。いうことですから、それは明確にしておかないといけないというふうに思います。

◎議長（徳永 正道君） ほかにありませんか。市岡議員。

○議員（2番 市岡 貴純君） 1点お尋ねいたします。⑤番の調査事項に関する改善意見です。その他に関しても、私も同僚議員と同じような考えで、当時ですね、反対意見を申し述べたものでございます。その中で、さまざまなことに関して今回、特別委員会での、審議を得た上で、その決定が決まったということでした。それに関しては、結果としてこう受けとめるべきということも感じておるところです。この⑤番に当たって改善する意見というところでひとつ、お伺いいたします。議会事務局のあり方、そして私たち議員のあり方の中で、溝口議員が思っているらっしゃる。議会の中、と言いますか、私は4年前に来たときに、何もこうわからないままに入ってきました。その中でこういった現状でそのままいって何も特に感じたこともありませんし、そこに何かこう一部で何かをされているとか、お茶を飲んでられるとか、そういったところはごく普通の光景だと思っておりました。何かそこら辺について御不満があるのであれば御答弁ください。

○議員（14番 溝口 峰男君） はい。

◎議長（徳永 正道君） 溝口議員。

○議員（14番 溝口 峰男君） 不満というよりは、私は今の本庁舎でもそうですけれども、やっぱり例えば、建設も、昔はですね、建設課があっても、来訪者の方々はずっと課長室課長が座っておられるところに応接室があって、そこでもういろんな会議といいますか、雑談とかそういうのがもうあって、いろんな問題が出てきました。その時に、ですから、行政も、各課、職務するところからは、こちらには入れないという方針が示されました。私はそれは大変大事なところだろうと思います。というのはやっぱり、それぞれの課で大事な情報持ち合わせておりますんで、そういったところまで町民が入ってくると、やっぱり、守るものも守られないという感じをずっと、思っておりました。しかしながら、議会事務局がまだまだそこまでなくてですね、何で議会事務局だけはこれでいいのかなとずーっとそういうことを思っておりましたもんですから、こういう機会といいますか、当初、委員長報告にもありましたけれども、やっぱり議長副議長に来訪者は必ず、それは町民からの来訪者はあると思います。それはあっていいと思うんですよ。ただそのやっぱり事務局が、だれがお出でになったのかというぐらいの把握はやっぱりしっかりとやいかんというふうには私は思うんですね。それで、なおかつ、ここに書いてありますように、もう、職員が、のそばで仕事してるんですけれどもそばままでいって、来訪者にしても議員も、パソコン打ちながら、仕事をしますけれども、そういったところまでも見る環境にあることは、私はあんまりいい体制じゃないというふうにも、思っております。ですから、この際、やはり、区別して、やっぱり町民の皆さんがたが来られてもそういうものはやっぱり議員のプライバシーあたりが漏れないような、やっぱり、仕組みといいますかね、そういうものをしてほしいなというふうな思いで、今回あえて改善点として、これがやっぱりしっかりとでき上がれば、もう今からは、問題は起きてこないんじゃないのかなと。いうふうにも思って、ここに書かせていただきました。

◎議長（徳永 正道君） 市岡議員。

○議員（2番 市岡 貴純君） はい、例えばプライバシー近くないと。ほうがいと、私は入ってきたときにそういうご教示といいますか。大先輩議員のほうから、一言でもあれば、そういう線引きをやるべきだになっていうことは、感じております。ただし、今の現状の中でですね、今後、庁舎も議場もついでということで、いろいろ検討もされてますけれども、であったとするならばですね、その前に書かれています。やはり議長室に来た事実がある。例えば議員が町長室に行った事実がある。何してるかはわからない。いろんな話をするんでしょうけれども、その中で、こういった疑いがあるって言い出すと、やはり何もかも疑いがある。私はなるんじゃないかと思えます。そこら辺はきちんと皆さん、委員会で6名、しっかりと議論されてきたわけですから、そこら辺できちんと、あのやはり、御理解をいただいて、適切に進めていくべきだと私は思っております。そこらへんに関しては、いかがですか。

◎議長（徳永 正道君） 溝口議員。

○議員（14番 溝口 峰男君） 今回については、私は面談の時期がですね。委員会報告、議事録に載ってると思うんですけども、委員会の面談の時期がちょっとまずかったじゃないのかな、本人もその辺は、相手方もですね、反省はされておられました。ですから、やっぱりこういう大きな事業をする上においてのそういった関係者についてはやっぱり、慎重に、やっぱりしなければならない部分があるんじゃないのかなと。そういったところからは疑いというものが出てくるんで、今後はそういったことのないような形で、やっぱり議員みずからですね、やっぱりなら、あってほしい。特に議長副議長というのは、あさぎり町議会の代表ですから、やっぱりそういう立場をしっかりと認識いただいたの面談とか、そういうふうな形でやっていただければというふうに思います。

◎議長（徳永 正道君） ほかにございませんか。森岡議員。

○議員（8番 森岡 勉君） 1点お尋ねいたします。今回の委員会の皆様方につきましてはですね、長期にわたりまして御苦労いただきましてまことにありがとうございます。特に、委員長におかれましてですね、大変な資料を準備いただきましたことに感謝を申し上げたいと思います。私がですね、少数意見の件につきましては、先ほどお話がありましたようにですね。議員のかかわりについてが、1番大事であるというふうなことで、最後のほうで述べていらっしゃいます。この議事録の内容を見ますと、その間に、両方の方々から証人として出頭いただいて証人者で出席いただいて、証言をいただいた中で、少数意見の締めといたしまして結果としては、黒い霧が、まあお互いが晴れないという表現になっておりますけれども、議長室にこられた方が、そういったことで見られるということは、どっかでそれを確認する、されたのか。ただ、本人の土地の話がされたということで、この結びつけになったのか。そうではければ、この間、18回ほど、委員会、全体20回ですけど、開かれた中で、もう少しこう、時間が足りなかったんじゃないくて大変御苦労でございますけれども、もう少しそのところ明確にして、我々の議員としての、そういった疑いをかけた分を、明かして欲しかったなと思いますけれども、どうでしょうか。

○議員（14番 溝口 峰男君） 議長。

◎議長（徳永 正道君） 溝口議員。

○議員（14番 溝口 峰男君） はい、このことは、19回、18回、議事録にその辺もすべて載ってます。ただそれをあえてここには書いてません。それを書くとまたいろんな思惑が出てくるというふうには思っていましたんで、これ以上ここでまた言いますと、紛糾して。後々、議事録を1回精査して読んでいただければ、私もかなり配慮して、書いたと思います。

◎議長（徳永 正道君） 森岡議員。

○議員（8番 森岡 勉君） はい、配慮されて、書いたということでございますけれども、私どもが考え方といたしましては、私の個人の考え方としましては委員会の報告だけで十分でなかったかと。議員の介入もよくわからなかったのので、その矛先が要綱に、飛んでいったと。そういう受け取られ方を私はしてないわけでございます。確かにその反対討論の中で申しましたけれども、瑕疵という表現が悪かったかもしれませんけれども、いろいろとして、弁護士も認める件もありますので、そういった議員間で、あんまりそう政争とにならないような形にして欲しかったなという意見でございます。

◎議長（徳永 正道君） 溝口議員。弁護士の見解も弁護士それぞれ立場がありますんで、それは見解があります。その辺は、今後の執行部の対応の中で、それが明らかになるんじゃないのかなというふうに思います。それと、あと1点なんやったですかね。

◎議長（徳永 正道君） 質問の趣旨ですか。森岡議員、あと1点。

○議員（14番 溝口 峰男君） あと1点なんだったですかね。

◎議長（徳永 正道君） 森岡議員。

◎議長（徳永 正道君） 溝口議員。

◎議員（14番 溝口 峰男君） はい、あの今回の委員長報告についても、今言われるように、非常にみんなの議員さんが納得できるようなということで、本当にあの気を使ってまとめていただいたんだというふうには私は、委員長の報告に対してはですね。それはもう、みんなで合意した内容ですから、ただ、この辺のだけは問題点だけは指摘しておかないと。もう先ほどから質問がありましたが、はい、こういった解釈で物事が進んでいくということになるともう。何でも引っ張っていいっていう話になると今度はもう条例要綱も必要ないっていう極端な話になってくるんで、やっぱりそのこの辺はしっかりとやっぱりと守っていただくがためには、指摘をしとったほうがいいのかというふうには私は考えて明確にこの1番目についてはですね。書いておきます。そういうことで、2番目についてもそうですが、この辺もしっかりと、あと、執行部の中で、調査をいただいて、資料が出てくれば、もう確認できればそれで、私は納得できるんじゃないでしょうか。私はそういう考えでここは書いておきます。

◎議長（徳永 正道君） ほかにございませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎議長（徳永 正道君） これから、町有地払い下げ及び補助金の支出等に関する調査特別委員会の報告についてを採決します。この採決は起立によって行います。本件はお手元にお配りしました委員会報告書のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。

◎議長（徳永 正道君） したがって、町有地払い下げ及び補助金の支出等に関する調査特別委員会の報告については、委員会報告書のとおり決定しました。これで、町有地払い下げ及び補助金の支出等に関する調査を終わります。

◎議長（徳永 正道君） お諮りします。本日、今定例日で、議決の結果生じた条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字その他の整理を議長に委任することに決定しました。

◎議長（徳永 正道君） 以上で本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。令和元年度あさぎり町議会第11回会議を閉会いたします。

●議会事務局長（大林 弘幸君） 起立願います。 礼。

午後3時18分 閉 会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 2 年 4 月 日

議 長 徳 永 正 道

署名議員 岩 本 恭 典

署名議員 市 岡 貴 純